

# 成年後見制度 市町長申立てマニュアル



(福)静岡県社会福祉協議会  
平成28年12月

# 成年後見制度市町長申立てマニュアル【目次】

## I 成年後見制度の概要

1 成年後見制度とは	1
2 制度改正の経緯	1
3 制度の特徴	2
4 法定後見制度と任意後見制度	3
5 市町村長申立て	11
6 成年後見制度利用促進法	14
7 成年後見制度利用支援事業	18

## II 市町長申立ての実務

1 市町長申立ての流れ	22
(1) 後見ニーズ(対象者)の発見	24
(2) 調査・検討(ケース検討会議の開催)	27
(3) 市町長申立て要否の検討・決定	37
(4) 申立て書類の作成等	40
(5) 家庭裁判所への申立て	42
(6) 審理	45
(7) 審判の確定	45
(8) 後見等の開始	46

## III 申立てQ&A

	48
--	----

## IV 関連書式

1 後見開始申立書記入例	53
2 保佐開始申立書記入例	55
3 補助開始申立書記入例	57
4 連絡先等の届出書(変更届け出書)	59
5 非開示の希望に関する申出書	60
6 診断書(成年後見用)及び附票	61
7 本人の状況照会書記入例・財産目録記入例	63
8 後見人候補者照会書記入例	70
9 親族関係図記入例	74
10 代理行為目録	75
11 同意行為目録	76
12 登記されていないことの証明申請書記入例	77
13 戸籍謄本公用申請例	78
14 登記事項証明書(不動産登記関係)の公用申請例	79
15 固定資産評価証明書の公用申請例	80
16 後見開始審判の費用負担に関する上申書例	81
17 申立て費用求償請求例	82
18 親族への通知文例・同意書	83
19 親族の同意が得られないときの上申書例	85



## I 成年後見制度の概要

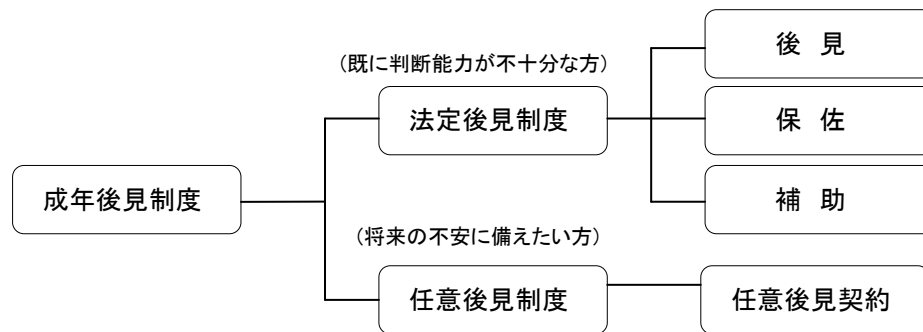
## 1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）の権利を保護し、支援するための制度です。

この制度は、「自己決定の尊重」の理念と「本人の保護」の理念との調和を目的として、平成 12 年 4 月 1 日から施行された民法の改正により創設されたもので、従来の民法（旧法）に規定されていた「禁治産・準禁治産」の制度に比べ、より柔軟かつ弾力的で利用しやすい制度を目指して創設されました。

認知症の方や知的障がいのある方、あるいは精神障がいのある方など判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約、遺産を分割するなどの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質商法の被害に遭うなどの恐れも高いといえます。

そこで、成年後見制度では、このような判断能力の不十分な方々を保護し、また支援していくために、契約の締結などを代わって行ったり、あるいは本人が誤った判断に基づいて契約をした場合にそれを取り消すことができるなどの権限を、支援者である成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人（以下「成年後見人等という。」）に付与することで支援する仕組みになっています。



## 2 制度改正の経緯

平成 12 年 4 月 1 日から施行された成年後見制度は、民法（旧法）で規定されていた「禁治産者・準禁治産制度」を大幅に見直したものです。従来の「禁治産・準禁治産制度」では、対象者がある程度重い精神上の障害のある方に限定され、保護の内容も画一的・硬直的であるとの指摘がありました。

また「禁治産・準禁治産宣告」を受けた場合、その宣告を受けたことが戸籍に記載されることから、関係者が制度の利用に強い抵抗を感じることもありました。さらに、制度の運営に時間や費用がかかり、当事者に負担をかけるなど、利用しづらいという問題もありました。

一方で、ノーマライゼーションの理念が社会に浸透するにつれて、自分のことは自分で決めて生活したいという「自己決定権」を尊重する動きが広がってきています。特に、社会福祉基礎構造改革においても、「措置」制度から「契約」制度へと、利用者が自ら福祉サービスを選択し、サービス提供事業者と契約する利用制度へと転換が図られています。

これらの社会情勢を踏まえ、本人の状況に応じた弾力的で、かつ利用しやすい制度として成年後見制度が創設されたのです。

## 3 制度の特徴

### (1) 補助類型の追加

成年後見制度では、本人の多様な判断能力や保護の必要性に応じた、柔軟かつ弾力的な対応を可能とするために「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型を規定しています。

これらを法定後見制度といいます。

特に「補助」の類型は、これまで対象とならなかった、軽度の精神上的障害により判断能力が不十分な方のために新たにできた類型です。本人の意思を尊重しながら多様なニーズに応えられるように、本人の同意の下で特定の契約などの法律行為について支援を受けられることとしています。

禁治産・準禁治産もそれぞれ「後見」・「保佐」と改められ、従来よりも使いやすくなりました。

なお、準禁治産の対象であった浪費者のうち、単なる浪費者は除外されることになりました。

### (2) 任意後見制度の創設

本人の判断能力が十分あるうちに、前もって代理人である任意後見人に財産管理や身上監護の事務などについて代理権を与える任意後見契約を締結できる制度が創設されました。

### (3) 成年後見登記制度の新設

従来の「禁治産・準禁治産制度」において課題とされていた「禁治産・準禁治産宣告」の戸籍への記載をやめ、「後見登記等に関する法律」に基づき、成年後見人等の権限および任意後見制度の任意後見契約の内容などを登記する「成年後見登記制度」が新設されました。

### (4) 市町村長申立権の付与

福祉の観点から、特に必要と認めるときには、市町村長が法定後見開始の審判申立を行うことを認める改善が図られました。

## 4 法定後見制度と任意後見制度

### 法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型を規定し、本人あるいは配偶者または四親等内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適切な者あるいは法人を成年後見人等に選任する制度です。

類型	後見	保佐	補助
対象となる方	精神上の障害により事理を弁識する能力が 欠く常況にある者	精神上の障害により事理を弁識する能力が 著しく不十分である者	精神上の障害により事理を弁識する能力が 不十分である者
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など 市町村長		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部) (注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為 以外の行為	同上 (注2)(注3)(注4)	同上 (注1)(注2)(注4)4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての 法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4) 日常生活に関する行為は除かれます。

#### <民法第13条第1項>

- (1) 貸金の元本の返済を受けること。
- (2) 金銭を借り入れたり、保証人になること。
- (3) 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- (4) 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- (5) 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
- (6) 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- (7) 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- (8) 新築・改築・増築や大修繕をすること。
- (9) 一定の期間(民法602条に定めた期間)を超える賃貸借契約をすること。

## (1) 類型と特徴

### 後見類型

後見の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とされています。これは自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている方、すなわち日常的に必要な買い物も自分でできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方をいいます。

後見が開始されると、家庭裁判所によって成年後見人が選任され、成年後見人は本人の行為全般について本人を代理することができ、また本人がした行為を取り消すことができます。

後見においては、本人がした行為は取り消すことができますが、日用品の購入など日常生活に関する行為については取り消すことができないとされています。これは、本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念から法律がそこまで介入しないというものです。

なお、後見を開始するにあたって本人の同意は要件とされていません。

#### <日常生活に関する行為の範囲>

日常生活に関する行為の範囲については、成年被後見人の能力の程度、行為の性質、金額及び成年被後見人の財産の額や生活程度によって異なりますが、基本的には生活必需品の購入等に限られると考えられます。

#### 日常生活に関する行為(想定)

- ・食料の購入
- ・通常の衣料品の購入
- ・通常の医療費、薬品代の支払い
- ・家庭雑貨の購入
- ・電車、バス、タクシー等の利用料の支払い
- ・若干の娯楽への支払い

#### 日常生活に関する行為でない(想定)

- ・借財(少額も含む)
- ・高額な電化製品の購入
- ・カードによる購入
- ・カード会員の加入行為
- ・通信販売での購入
- ・訪問販売での購入
- ・割賦販売での購入
- ・電話での勧誘販売



## 保佐類型

保佐の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」とされています。これは、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な程度の方、すなわち日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の判断能力の方をいいます。

保佐が開始されると、家庭裁判所によって保佐人が選任され、本人が行う重要な財産行為（民法13条1項）については保佐人の同意を要することとされ、本人または保佐人は、本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な財産行為は取り消すことができます。また、必要があれば家庭裁判所は申立てにより、保佐人に対して代理権を付与し、あるいは同意権・取消権の範囲を拡張することができます。

なお、保佐を開始するにあたって本人の同意は要件とされていませんが、代理権の付与及び保佐開始の審判により付与される民法13条1項に規定される同意権・取消権の範囲を拡張する審判には本人の同意が必要となります。

## 補助類型

補助の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」とされています。これは、判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の方、すなわち重要な財産行為は自分ではできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の方をいいます。

補助が開始されると、家庭裁判所によって補助人が選任され、本人等の申立てにより選択された「特定の法律行為」について、補助人に同意権や本人が取引等を行うことについて代理する権限が与えられます。

代理権や同意権の対象になる「特定の法律行為」については、家庭裁判所が個々の事案において必要性を判断したうえで決定します。補助人に同意権が与えられた場合には、本人または補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます。

また、補助を開始するにあたっては、本人の申立てまたは同意が必要とされています。

補助の対象者は、不十分ながらも後見及び保佐の対象者と比べると一定の判断能力を有しているため、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が補助開始を申し立てること、または本人が補助開始に同意していることを必要としたものです。家庭裁判所は、調査等を通して本人の同意を確認することになります。

なお、同意権・取消権の付与及び代理権の付与にも本人の同意が必要となります。

## (2) 法定後見人の職務

### 選任

これまでの「禁治産・準禁治産宣告」の制度においては、夫婦の一方が宣告を受けた場合は他の一方がその後見人あるいは保佐人になるという配偶者法定後見制度がありましたが、新しい成年後見制度では、従来の「配偶者法定後見制度」は廃止され、成年後見人等になれる範囲が拡大され、家庭裁判所が職権により、個々の事案に応じて適切な者あるいは法人を選任することができるようになりました（結果的に、配偶者が、成年後見人等に選任されることもあります）。

家庭裁判所は、成年後見人等を選任するにあたり、成年被後見人等（本人）の心身の状態や生活の状況、財産の状況などのほか、成年後見人等となる者の職業や経歴、さらには本人との利害関係の有無について考慮しなければならないとされ、また本人の意見、成年後見人等となるべき者の意見を聴かなければならないこととされています。

### 成年後見人等の役割

成年後見人等の主な任務は、身上監護と財産管理です。そのために、本人に代わって契約の締結等を行うなどして支援したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すなどして本人を保護するとともに、本人の利益を守ります。

#### ① 身上監護

身上監護とは「被後見人の生活や健康、療養などのお世話をを行うこと」ですが、あくまでも成年後見人等の職務は、身上監護に関する「法律行為（又はこれに付随する行為）」を行うことであり、介護労働等の事実行為を含むものではありません。

身上監護の主な内容は次のとおりです。

- ア) 医療に関する事項（診療契約、入院契約、医療費の支払い等）
- イ) 住居の確保に関する事項（賃貸借契約、賃料の支払い等）
- ウ) 施設の入退所及び処遇の監視・異議申立等に関する事項（施設契約、施設費支払い等）
- エ) 介護・生活維持に関する事項（介護契約、生活保護申請、利用料支払い等）
- オ) 教育・リハビリに関する事項

#### ② 財産管理

財産管理とは、被後見人の財産を適正に管理することで、主な内容は次のとおりです。

- ア) 印鑑や貯金通帳の保管・管理
- イ) 不動産の維持・管理（固定資産税の支払を含む）
- ウ) 保険金や年金などの受領
- エ) 必要な経費（公共料金など）の支出
- オ) 生活資金捻出のための動産及び不動産の処分
- カ) 「遺産分割協議」、「遺留分減殺請求」などの法律行為

---

## **義務**

成年後見人等は、その職務を行うにあたり、身上配慮義務として本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態及び生活状況に配慮しなければならないとされています。

## **解任事由**

成年後見人等が解任される事由として「不正な行為」「著しい不行跡」「その他後見の任務に適しない事由があるとき」が挙げられます。いずれにしても本人の権利を侵害するようなことや、将来にわたって後見事務に悪い影響を及ぼすような場合に、解任される事由とされます。

## **報酬及び費用**

家庭裁判所が成年後見人等から報酬の付与についての審判申立てを受けた後に、後見事務の内容等を参考にして、「相当な報酬」額を決めます。なお報酬は本人の財産から支払われます。また後見事務に係る必要な費用についても本人の財産から支払われることになります。

### (3) その他

#### 市町村長申立て

---

判断能力の不十分な方に配偶者または四親等内の親族がいなかったり、あるいはこれらの親族があっても音信不通の状態にあるなどの場合、市町村長は、本人の福祉を図るため特に必要があると認めるときには、法定後見等の開始の審判の申立てができるものとされています。

#### 法人後見

---

法人後見とは、自然人(個人)ではなく、例えば福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人を成年後見人等として選任することです。

成年後見人等として選任されている法人には、社会福祉協議会・福祉関係の公益法人・社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人等があります。

家庭裁判所が法人後見の適格性を調査する項目として以下のものが挙げられています。

- 当該法人の事業の種類、内容(事業目的)
- 法人としての資産、経営状況
- 本人との利害関係の有無(注1)
- 後見等を行う場合の内部の指揮命令(指導監督)体制
- 実際の担当者の適格性
- 担当者の事務チェック体制
- 賠償責任保険加入の有無等

(注1) 施設を運営する社会福祉法人が施設利用者の成年後見人となる場合などは、利益相反に当たると考えられています。

#### 複数後見人制度

---

旧法においては、成年後見人等は1人でなければならないと規定されていたのに対して、新しい制度では、成年後見人等は必ずしも1人だと決められているわけではなく、必要に応じて複数の成年後見人等を選任することもできます。具体的に複数の成年後見人等を選任する必要があると考えられる場合として、以下のような場合が考えられます。

具体例 1) 財産管理の事務については弁護士等の法律専門家に、身上監護の事務については福祉専門家、または親族に分担させる必要がある場合等

具体例 2) 本人の日常生活上の法律行為に関する後見等の事務については同居の親族に、本人の遠隔地所在の財産管理の事務については同所在地の親族に分担させる必要がある場合等

複数の成年後見人等が選任された場合、家庭裁判所は職権で、数人の成年後見人等が共同して、または事務を分掌して権限を行使すべきことを定めることができます。

そこで、具体的な成年後見人等の関係・後見事務の内容に基づき、数人の成年後見人等として権限を共同行使することが望ましいか、分掌した方が望ましいかを家庭裁判所が判断します。

---

## 監督体制

成年後見人等に対しては、家庭裁判所が監督するほか、必要があると認められる場合には、後見監督人(保佐監督人、補助監督人)が置かれることがあります。

### ①家庭裁判所による監督

法定後見が開始された場合、家庭裁判所は、選任された成年後見人等に対しその事務についての報告を求めたり、あるいは本人の財産の状況を調査することができるほか、その事務について必要な処分を命じることや、成年後見監督人等を選任して監督にあたらせることができます。

また、成年後見人等が不正行為をするなどその任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所は成年後見人等を解任することができます。

任意後見では、家庭裁判所は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて任意後見人を監督することになります。家庭裁判所は、任意後見人に不正な行為、著しい不行跡、その任務に適しない事由があるときは、その他任意後見監督人等の請求に基づき、任意後見人を解任することができます。

### ②成年後見監督人等による監督

家庭裁判所は事案に応じ必要があると認めた場合に、成年後見人等を監督する成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人(以下「成年後見監督人等」という。)を選任することができます。

成年後見監督人等は、成年後見人等の後見事務を監督し、報告や財産目録の提出を求めたり、必要な場合には後見事務を代行し、また成年後見人等に対する解任を家庭裁判所に請求することができます。

### ③後見制度支援信託

「後見制度支援信託」は、成年被後見人または未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みであり、平成 24 年 2 月 1 日に導入された制度です。

平成 24 年 2 月から平成 27 年 12 月までの利用実績(成年後見・未成年後見)は約 1 万名、平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間に利用された(後見人が代理で信託契約を締結した)成年被後見人及び未成年被後見人の数は 6,563 人、信託財産額は約 2,109 億 3,500 万円であり、信託財産額の平均は約 3,200 万円となっています。

---

## 成年後見登記制度

「禁治産・準禁治産宣告」の戸籍への記載をやめ、「後見登記等に関する法律」に基づき、成年後見人等の権限および任意後見契約の内容などを登記する「成年後見登記制度」が新設されました。

この登記制度は、後見開始等の審判がなされたときや任意後見契約の公正証書が作成されたときに、家庭裁判所または公証人からの嘱託(依頼)によって、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記するものです。

登記官が、登記事項証明書を発行することによって登記情報を開示し、併せて登記されていないことの証明も行います。(登記事項証明書の発行を請求できる者の範囲は、制限されています。)

## 任意後見制度

### 契約のタイプとその特徴

任意後見制度は、判断能力があるうちに、あらかじめ後見人や後見事務の内容を契約(公正証書)により決めておく制度です。任意後見は、判断能力が不十分になった時点で、家庭裁判所の審判によって任意後見監督人が選任されてはじめて後見が開始されます。

#### 将来型:

任意後見契約に関する法律に基づく「任意後見契約」のみを結び、将来、判断能力が低下した場合に備えるタイプ。

#### 移行型:

「任意後見契約」とともに、「任意代理契約」(注1)を結び、その「任意代理契約」に基づく特定の法律行為の代理についての支援を受けるタイプ。(財産管理等委任契約)

(注1): 任意後見制度に基づく契約ではなく、通常の委任契約です。よって、任意代理契約には、本人を支援する人(任意代理人)を監督する人はおらず、本人自身が任意代理人の支援内容・方法を監督(チェック)することになります。

#### 即効型:

判断能力が低下しつつある場合に、任意後見契約に関する法律に基づく「任意後見契約」を結ぶ(注2)とともに、同時に、任意後見監督人選任申立を家庭裁判所に行い、ただちに任意後見を開始する。

(注2): 既に、判断能力が欠ける常況(法定後見の「後見」相当)の場合は、有効な契約を結ぶことが出来ないため、「任意後見契約」を結ぶことも出来ません。この場合は、任意後見制度の利用ではなく、法定後見制度を利用することになります。(実務上は、法定後見の利用が望ましいタイプです。)

### 任意後見人の職務

任意後見人の職務は、本人(被後見人)との委任契約(任意後見契約)によって委任された契等々の法律行為を代理して行うことです。

任意後見人は、本人と締結した契約に基づき一定の義務を負うほか、「任意後見契約に関する法律」や民法に定められた義務を負います。具体的には次のような義務を負います。

#### ●本人の意思の尊重並びに心身の状態及びの状生活況への配慮

任意後見人には本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活の状況に配慮する義務があります(任意後見契約に関する法律第6条)。

したがって、医療や介護サービスの内容を確認する義務があります。

#### ●報告義務

任意後見監督人は任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告する職務を行います(任意後見契約に関する法律第7条1項2号)。ということは、裏を返せば、任意後見人はその事務に関し任意後見監督人に報告をする義務があると考えられます。

成年後見人の場合には、民法第853条に被後見人の財産調査・目録作成の義務が定められていますが、任意後見人には直接的な義務規定はありません。

しかし、任意後見契約に定めがなくても、任意後見人は受任者として一般に要求されている注意義務を果たす義務があります(任意後見契約に関する法律第7条4項、民法第644条)。

そして任意後見人が職務を適切に遂行するには財産状況を確認しておくことが重要なので、一般的には財産調査・目録作成は任意後見人の義務であると考えられます。



## 5 市町村長申立て

### (1) 根拠法令

市町村長は、判断能力が低下している認知症の高齢の方(65歳以上)又は知的障害のある方、精神障害のある方について、その「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、法定後見開始の申立てをすることができます。これは、身寄りのない認知症の高齢の方などが、親族がいないために保護が受けられないという事態を防ぐために特に設けられたものです。

＜市町村長申し立てにかかる根拠法令＞

- 老人福祉法(第32条)
- 知的障害者福祉法(第28条)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(第51条の11の2)

「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」が申立ての要件になっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速・適切な保護の必要性との調和が図られることが前提となります。

親族がいても適正な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合は、保護の必要性が強く働きますので、市町村長が申立てをすることは、保護を受ける本人に対する行政の責務といっても過言ではありません。

＜虐待防止に係る根拠法令＞

- 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)(9条2項第28条)
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者の支援等に関する法律(障害者虐待防止法)(9条3項第44条)



#### 市町村長申立てを行う例

2親等以内の親族の有無を確認し、無い場合、又は、有る場合でも支援しない場合、市町村長が申立てを行うとされています。

ただし、この場合でも、3親等又は4親等の親族に、審判請求をする者の存在が明らかであるときは、その者と連絡を取って協議するものとされています。

### (2) 市町村長による後見等の開始の申立て手続きが必要とされる理由

#### ① 措置から契約へ

従来、判断能力が不十分であるため介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方には、市町村が「措置」(＝行政処分)により、つまり、当事者の意向を確認することなく、行政の一方的な決定(指示)によって、事業者へ依頼をしてその方に対して必要な介護サービス、障害福祉サービス等を提供していました。

これに対し、介護保険法・障害自立支援法(障害者総合支援法)の施行後は、介護サービス、障害福祉サービス等の提供は、「措置から契約へ」と移行し、介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方は、原則として、自らの意思に基づき、具体的には事業者との間で役務の提供を受ける(＝サービスを「買う」)ために必要となる契約を締結してその契約によって発生する権利の行使の効果として、介護サービス、障害福祉サービス等の提供を受けることとなりました。

## ② 契約社会における成年後見制度の必要性

しかし、そうはいつでも、現実には、判断能力が不十分であるため介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方は、介護サービス、障害福祉サービス等の提供を受けるために必要となる契約を自ら締結すること自体が困難です。

そこで、そのような方が契約を締結するために利用することが想定されているのが、「判断能力が不十分なため契約などの法律行為をすることが困難である人を保護し支援するための仕組み」である「成年後見制度」です。

新しい成年後見制度は、介護保険制度と時を同じくして平成12年4月にその利用が開始されたのですが、それは、判断能力が不十分な人が介護保険制度を利用するためには、どうしても新しい成年後見制度が必要となると考えられたからです。

成年後見制度を利用することにより、判断能力が不十分な人には成年後見人等が選任され、その成年後見人には財産管理権、代理権等の権限が付与されるので、判断能力が不十分な人の代理人として選任された成年後見人等は、判断能力が不十分な人に代わってその人の財産を管理し、その人のために(代理人として)契約を締結したり取り消したりすることが法的に認められるようになります。

## ③ 成年後見制度の利用は申立てに基づく(公権力の職権では後見等は開始されない)

このように、判断能力が不十分な人も、成年後見制度を利用することによって、契約社会の中で、自らの財産その他の権利を守り、必要なサービス(介護サービス、障害福祉サービス等)を受けることができるのですが、もともと、成年後見制度(従来の禁治産・準禁治産宣告の制度)は、「家の財産」を守るための制度であったこと(歴史的な経緯)、また、成年後見制度の利用者は、一定の範囲で契約の締結能力(行為能力)が制限される等、利用者に不利益が生じる余地もあることから、公権力(行政又は司法)による過度の関与を予定しておらず、当事者、すなわち本人又はその家族(配偶者又は4親等内の親族)の申立てがあった場合に限り、裁判所(のみ)が後見等の開始(成年後見人等の選任)を決定することができるものとされています。

つまり、現在の日本の法律では、成年後見制度を必要としている人の存在が明らかであっても(目の前に成年後見制度を必要としている人が放置されていても)、裁判所以外の行政機関等が後見等の開始の決定をすることはできませんし、裁判所も、当事者(本人又はその家族)の申立てがない限り、後見等の開始の審判をすることができません。

したがって、後見等の開始の審判の申立てをするのに必要な判断能力を有しておらず、しかも身寄りのない人は、そのままでは成年後見制度を利用することさえできず、必要な介護サービス、障害福祉サービス等の提供を受けることもできないことになってしまいます。

## ④ 市町村長申立ての必要性

しかし、このような結果となってしまうことが、介護サービス、障害福祉サービスの利用を「措置から契約へ」と転換させた社会福祉基礎構造改革の目指したものでないことは明らかです。

そこで、このような結果を回避するために要請されるのが、特別法(「老人福祉法」、「知的障害者福祉法」又は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」)の規定による成年後見等の開始の審判の「市町村長申立て」です。



---

そもそも、「措置」の時代には、判断能力が不十分であるため介護サービス、障害福祉サービス等が必要な方を（民生委員等を通じて）行政が発見したときは、行政は、「措置」により、その人に対して必要な介護サービス、障害福祉サービス等を提供する責務を負っていました。

現在、介護サービス、障害福祉サービスの提供・利用は、原則として「措置から契約へ」と転換していますが、目の前に成年後見制度を必要としている人が存在しており（行政がそのような人の存在を把握し）、その人が成年後見制度を利用することができない状態にある（後見等の開始の審判の申立てをするのに必要な判断能力を有しておらず、しかも身寄りが無い）のであれば、基本に立ち返り、行政は、その最低限の責務として、（ア）やむを得ない事由による措置を採ることによって、その人に必要とされる介護サービス、障害福祉サービス等を提供するか、又は（イ）成年後見等の開始の審判の「市町村長申立て」をする必要があります（緊急を要しない場合であれば、（イ）のみで足りますが、緊急を要する場合には、（イ）の手続と並行して審判前の保全処分の申立てをし、その前提として（ア）の手続も併用する必要があります。）。

以上のような行政の責務に鑑みれば、判断能力が不十分な人が家族から虐待を受けているような場合には、成年後見等の開始の審判の「市町村長申立て」は義務であるともいえますし、その他本人の保護が要請される場合、特に緊急を要するときには、「市町村長申立て」を躊躇すべきではありません。

## 6 成年後見制度利用促進法

### (1) 成年後見制度の利用の低迷

現在の成年後見制度は、明治時代に制定された民法の禁治産・準禁治産制度をリニューアルする形で平成12年4月に制定(改正)されたものですが、最高裁判所事務総局家庭局の統計によれば、現在の成年後見制度がスタートした平成12年4月から15年以上が経過した現在も、法定後見の申立件数は年間3万件程度に止まっており、しかも、ここ数年の申立件数は、微減と微増を繰り返しており、ほぼ横ばい状態となっています。

平成27年末現在の成年後見制度の実利用者数は19万人程度であり、例えば、認知症高齢者だけでも500万人程度は存在していると推計されていることを考えれば、制度が十分に利用されているとは言い難い状況にあります。

特に、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションといった新しい成年後見制度の理念に親和的な制度設計をしたことにより新制度の目玉であると言われた任意後見・補助や保佐の各類型の利用が極端に少ないことや(利用の偏り)、親族後見人への情報提供の不足、市民後見人の活用や専門職後見人に対する報酬の確保等の支援が十分に行われていないこと等による担い手不足の顕在化は、非常に深刻な問題となっています。

裁判所は、限られた予算の範囲内で成年後見関係事件の審理及び後見監督事務を最大限効率的に行う工夫を続けてきていますが、運用による改善には限界があります。

成年後見制度を利用することによってかえって権利が制限されてしまうという弊害(欠格事由その他の権利制限の問題)を早急に解消し、現行成年後見制度の最大の課題と言われている成年後見人等による介護・医療の同意や本人の死後の事務の権限の位置付けを明確化する法制上の措置を講ずる等して大胆な制度改革を進めなければ、成年後見制度の利用が低迷している現在の状況を劇的に変化させるような制度の利用促進は望めません。

しかし、現状の成年後見制度は、その利用を推進する旗振り役(司令塔)が存在しておらず、縦割り行政の弊害等に阻害されて、制度が十分に利用される体制自体が未だ整備されていないとはいえません。

この原因を突き詰めていけば、結局、現在の成年後見制度には公的支援が絶対的に不足している、ということが最大の問題であり、公的機関がオールジャパンの体制で省庁横断的に制度の利用促進に向けた取組みを進めなければ、成年後見制度の利用の拡大は覚束ないと考えられます。

このままでは、いくら関係者が創意工夫を繰り返しても、成年後見制度がその利用を必要としている全ての人に行き届くような状況になることは難しいと言わざるを得ません。

### (2) 成年後見制度の「基本法」・「統一法」の必要性

#### ① 成年後見制度「基本法」としての成年後見制度利用促進法

そのような状況にある成年後見制度に必要とされること、それは、民法を含む成年後見関係法令を個別に検討してその改正や運用の改善を一つひとつ検討することではなく、成年後見制度の原点に立ち帰り、成年後見制度全体を貫徹する基本理念を改めて明確にするとともに、公的支援の重要性、制度推進の担当者並びに将来にわたる改革の手續及び具体的方向性を明らかにして、成年後見制度の在るべきグランドデザインを描くことであり、民法等の改正では規定できない事項は福祉法制で手当てすることも含め、制度の利用を阻害している要因を取り除き、制度全体を充実させる方策を検討することでしょう。そして、そのためには、まずはそのような基本理念や目指すべき改革の方向性を明らかにした成年後見制度の「基本法」を制定することが必要です。

そのような制度改革を待望する人たちの5年半にわたる努力によって、平成28年4月8日、ようやく成立した法律が、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)です。

成年後見制度利用促進法は、平成28年5月13日から施行されています。

## ② 成年後見制度「基本法」としての成年後見制度利用促進法

成年後見制度は、「民法(の一部を改正する法律)」、「任意後見契約に関する法律」、「後見登記等に関する法律」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の4つの法律から成る法律制度であり、これらの法律では十分に手当てすることができない事項については、「老人福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等の法律を適用することによって、上記4つの法律を補完して、実務上は運用されてきていますが、今般成立した成年後見制度利用促進法は、これらの既存の法律を統一的に運用するための成年後見制度の「統一法」に当たる法律でもあると言えます。

これまでは、これらの個別の法律がばらばらに適用・運用されていたため、そのことが制度の利用の促進の阻害要因となっていたところ、今後は、成年後見制度利用促進法という「統一法」ができたことにより、成年後見制度又はその利用の促進における基本理念と基本方針が制度の隅々にまで行きわたり、より一層、関係法律・制度の相互の関連・連携が図られ、実効性のある改善策につながる事が期待されます。

成年後見制度利用促進法は、成年後見の法体系を完成させ、成年後見制度を実質的に機能させる役割を果たすものです。

## (3) 成年後見制度利用促進法の内容

成年後見制度利用促進法は、いわゆるプログラム法であって、その施行により具体的に現在行われている成年後見事務のうちの何かを直ちに直接的に変更する、という内容を含むものではありません。

この法律は、①成年後見制度の利用の促進に当たって踏まえるべき、あるいは旨とすべき、3つの基本理念を定めた上で(3条)、②成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進する際の11の基本方針を明確にするとともに(11条)、③国や地方公共団体等の責務、関係者(成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者)や国民の努力義務、関係機関等の相互の連携等を定め(4条～8条)、司法(家庭裁判所)・行政(地方公共団体及び行政機関)・民間の三者が連携協力する枠組みの必要性を強調しているほか、④具体的には、(ア)内閣総理大臣(国)は、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定して、いわば国家戦略として成年後見制度の利用の促進策を推進すること、(イ)内閣府に成年後見制度の利用の促進の司令塔としての「成年後見制度利用促進会議」を設置し、成年後見制度利用促進基本計画の案を作成するほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をし、成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、成年後見制度の利用を促進するための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること、(ウ)あわせて、内閣府に「成年後見制度利用促進委員会」

を置き、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項や成年後見制度の利用の促進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項に関し、自ら又は内閣総理大臣若しくは関係大臣の諮問に応じて調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議する役割を担わせること、(エ)市町村においては、(a)成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努め(国の基本計画を踏まえた計画の策定等の努力義務)、かつ、(b)当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています(合議制の機関の設置の努力義務)(23条)。

## 【参考1】

### 成年後見制度の利用の促進に当たって踏まえるべき(旨とすべき)3つの基本理念(3条)

成年後見制度の利用の促進は、以下の①～③の「基本理念」を踏まえ、又は旨として行われるものとする。

#### ① 成年後見制度の理念の尊重(1項)

成年後見制度の利用の促進は、

##### ア ノーマライゼーション

(成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと)

##### イ 自己決定権の尊重

(成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと) 及び

##### ウ 身上の保護の重視

(成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと) 等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

#### ② 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進(2項)

成年後見制度の利用の促進は、

##### ア 成年後見制度の利用に係る需要の適切な把握

イ 市民後見人候補者の育成・活用等を通じての人材の確保等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

#### ③ 成年後見制度の利用に関する体制の整備(3項)

成年後見制度の利用の促進は、

ア 家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、

イ 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

## 【参考2】

### 成年後見制度の利用の促進に関する施策の推進に当たっての11の基本方針(11条)

成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする(柱書)。

## (1) 成年後見制度の理念の尊重に係る基本方針(1号～6号)

- ① 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討(1号)
- ② 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し(2号)
- ③ 成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討(3号)
- ④ 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し(4号)
- ⑤ 任意後見制度の積極的な活用(5号)
- ⑥ 国民に対する周知等(6号)

## (2) 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進に係る基本方針(7号～9号)

- ① 地域住民の需要に応じた利用の促進(7号)  
「成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。」
- ② 地域において成年後見人等となる人材の確保(8号)  
「地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。」
- ③ 成年後見等実施機関の活動に対する支援(9号)  
「上記①及び②(7号及び8号)の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。」

## (3) 成年後見制度の利用に関する体制の整備に係る基本方針(10号・11号)

- ① 関係機関等における体制の充実強化(10号)  
「成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。」
- ② 関係機関等の相互の緊密な連携の確保(11号)  
「家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。」

## (4) 成年後見制度利用促進法施行後の成年後見制度

この法律に基づき内閣府に設置される「成年後見制度利用促進会議」及び「成年後見制度利用促進委員会」がきちんと機能すれば、今後は、成年後見制度の利用の促進に関する施策が総合的かつ効果的に推進されるでしょう。

市町村においては、国の基本計画の策定後に具体的な活動が求められていますが、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進する際の11の基本方針(11条)中には、これまでも地方自治体の努力義務等として位置づけられてきた、①後見等の開始の審判の市町村長申立ての活性化、②市民後見人の育成及び親族後見人の支援の各事業の強化、③成年後見人等の報酬の助成制度の充実、の3点が具体的に書き込まれている他、これらの施策を実行する前提として、④地域における成年後見制度の利用に係る需要の適切な把握が求められていることから(3条2項)、市町村においては、まずは上記④のための調査、分析等を行った上で、既存の上記①～③の事業の強化を図ることを検討すべきでしょう。



## 7 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度では、その申立て費用は申立人が負担し、成年後見人等への報酬は、本人の財産から支払うことになっているため、資力の無い人や少ない人の利用は困難となります。

判断能力が不十分な高齢者や障害者の保護を図る必要がある場合、本人の資力の有無に関わらず適切に制度が利用できるようにするため、資力の無い人や少ない人に対して、公的な援助を行う制度が「成年後見制度利用支援事業」です。根拠通知は、次のとおりです。

### ○ 高齢者の成年後見制度利用支援事業

「地域支援事業の実施について」

平成 18 年 6 月 9 日 老発 0609001 号 各都道府県知事 宛 厚生労働省老健局長通知

平成 28 年 1 月 15 日 改正通知 別紙「地域支援事業実施要綱」(抜粋)

#### 2 事業構成及び事業内容

別記6 任意事業

#### 3 事業内容

##### (3) その他の事業

##### ア 成年後見制度利用支援事業

市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

なお、本事業は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についてもその対象となりうるものであることに留意されたい。

### ○ 障害者の成年後見制度利用支援事業

「地域生活支援事業の実施について」

平成 18 年 8 月 1 日 障発第 0801002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

平成 28 年 3 月 30 日 改正通知 別紙1「地域支援事業実施要綱」(抜粋)

#### 3 事業内容

##### (1) 市町村地域生活支援事業

[必須事業](別記4)成年後見制度利用支援事業

##### ①目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

##### ②事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

##### ③対象者

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

### (3)根拠法令

#### ① 老人福祉法

老人福祉法第32条において、「市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。」とされています。

#### ②知的障害者福祉法

知的障害者福祉法第28条において、「市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。」とされています。

#### ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2において、「市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。」とされています。

#### ④高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第28条において、「国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。」とされています。

#### ⑤障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第44条において、「国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止及び障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。」とされています。

## 民法

第7条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

第11条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第7条に規定する原因がある者については、この限りでない。

第13条第2項 家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

第15条第1項 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第7条又は第11条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

第17条第1項 家庭裁判所は、第15条第1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとする行為は、第13条第1項に規定する行為の一部に限る。

第876条の4第1項 家庭裁判所は、第11条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

第876条の9第1項 家庭裁判所は、第15条第1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。



## Ⅱ 申立ての実務

## 市町長申立ての流れ

成年後見制度の申立てに係る家庭裁判所の手続きと市町長申立ての事務の流れは、概ね次のように整理できます。

調査  
・  
検討  
・  
決定

### (1) 後見ニーズ(対象者)の発見(→P. 24)

ホームヘルパーや介護支援専門員、社協職員、民生委員、家族・親族等からの報告、連絡、相談、要請により情報が入る。

### (2) 調査・検討(ケース検討会議の開催)(→P. 27)

市町は寄せられた情報の事実確認を行うとともに、地域包括支援センターや相談支援事業所、社協等と、日常生活自立支援事業の利用検討や成年後見等申立て(本人・親族・市町長による申立て)などの支援策について検討する。

<調査内容と手順>

①本人調査…本人の心身・日常生活の状況・資産状況等を把握。(→P. 27)

②親族調査…2親等以内の親族(他の申立て権者)を確認する。(→P. 29)

→ 親族がいる場合 / 申立てを行うよう支援・依頼する。

→ 親族がいない場合 / ③へ進む。

③成年後見登記事項の確認…静岡地方法務局(窓口請求)又は東京法務局(郵送請求)へ成年後見等の登記の有無を確認する。(→P. 34)

→ 登記ありの場合 / 成年後見人等に対応を依頼する。

→ 登記なしの場合 / ④へ進む。

④診断書の作成依頼…診断書(家庭裁判所の指定様式)の作成を医師に依頼。(→P. 34)

⑤申立て類型の検討…医師の作成した診断書等を参考に、申立ての類型(後見・保佐・補助)を検討する。(→P. 34)

⑥成年後見人等候補者の検討…本人の生活環境や意向を汲んで活動できる人(候補者)を検討する。(→P. 35)

### (3) 市町長申立て要否の検討・決定(→P. 37)

市町長申立ての要否について、検討会議(審査会)等を開催して最終的に判断する。

### (4) 申立て書類の作成等(→P. 40)

申立てに必要な書類(申立書、本人の状況説明書、財産目録、親族関係図など)を作成する。

申立て  
準備

**(5) 家庭裁判所への申立て (→P. 42)**

- ・本人の住所を所轄する家庭裁判所へ申立てる。
- ・申立て費用(収入印紙(申立手数料分は申立書に貼付するが登記手数料分は貼付しない)、郵便切手及び鑑定費用)を予納する。
- ・必要がある場合は、審判前の保全処分の申立ても併せて行う。

**(6) 審理 (→P. 45)**

- ・申立書が受理されると、書類の審査後、申立人・成年後見人等候補者、本人の調査が行われる。  
(参与員による予備審問又は家庭裁判所調査官による調査等)
- ・医師による鑑定(必要な場合のみ)、親族の意向照会等
- ・審理や調査の終了後、全ての審理結果を総合考慮して審判が行われる。

**(7) 審判の確定 (→P. 45)**

- ・審判書謄本が成年被後見人等に届いてから2週間以内に不服申立てがなされなければ後見等開始審判の法的効力が確定する。
- ・家庭裁判所は、東京法務局に審判内容を登記するよう依頼。

**(8) 後見等の開始 (→P. 46)**

- ・申立て費用について、本人負担の審判が出ている場合は本人に費用請求する。  
(後見人宛てに納付書を送付する)
- ・申立て費用について、本人負担の審判が出ていない場合は、「成年後見制度利用支援事業」の対象となる可能性が高いため、同制度の案内を行い、成年後見人等からの申し込みに基づき助成手続きを行う。
- ・成年後見人等への引継ぎを行う。
- ・必要に応じて、関係者によるケース会議を行う。

## (1) 後見ニーズ(対象者)の発見

### ① 相談受付 — 関係機関からニーズを把握する —

市町長申立てが必要なケースについては、地域包括支援センターの他、様々な関係機関から相談や依頼を受けて、情報の把握をすることになります。

高齢者担当には、主に虐待事例や地域から孤立した認知症高齢者の事例等があり、障害者担当には虐待事例、親なき後の知的・精神障害のある方に関する相談がよせられることが多いでしょう。

#### <想定される関係機関>

- ・親族、隣人、知人、民生委員など
- ・社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、福祉サービス提供事業者、中核地域生活支援センター、障がい者虐待防止センター、指定相談支援事業所など
- ・精神保健福祉センター、医療機関、保健関連機関など
- ・当事者団体、NPO 法人など
- ・金融機関、警察など

### ② 後見人に期待することを整理する

#### ポイント

なぜ申立てしなければいけないのか？申立ての必要性を整理しましょう。

関係機関等から申立ての要請があった場合、まず、なぜ成年後見制度利用が必要とされているのか状況を聞き取り整理します。

その上で、本人のニーズが、後見人が選任されることによって解決されるのかどうかをアセスメントします。後見人に期待することが整理されていると、候補者に依頼する際にも、スムーズになるメリットがあります。

1	本人の生活上・財産上の課題は何か
2	成年後見制度を利用することで何が解決するのか
3	成年後見制度以外の解決方法として考えられること
4	成年後見制度以外に必要な支援は？
5	緊急性の有無 ⇒ やむを得ない措置・審判前の保全処分の検討

#### 後見人が必要とされる例

- 判断能力が低下した本人の預貯金通帳の管理・解約が必要な場合
- 介護保険によるサービス利用や入所の際の契約に支援が必要な場合
- 判断能力の低下につけこんだ契約による経済的被害がある場合
- 親族等から経済的な虐待を受けていて、福祉サービスが利用できない場合
- 判断能力が不十分な本人の相続手続きが必要な場合

## 必要に応じて検討する緊急的な措置

### やむを得ない事由による措置

相談を受けたケースで虐待などの緊急な対応が必要な場合は、各法で定める「やむを得ない事由による措置」により入所施設等へ措置入所させることで生命や身体の保護を図る必要があります。

- 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項、第 11 条第 1 項第 2 号
- 知的障害者福祉法第 15 条の 4、第 16 条第 1 項第 2 号
- 障害者虐待防止法第 9 条第 2 項

### 審判前の保全処分の検討

後見等開始には、申立ての準備期間、申立てから審理、審判後 2 週間の抗告期間を経て確定となります。その間に財産上の被害に遭うことを防ぐ必要がある場合には、後見等開始の審判申立てと同時に、審判前の保全処分の申立てを検討しましょう。

なお、保全処分の申立ては、事前に家庭裁判所と協議することが望ましいです。

## ③ 後見人ができないこと

後見人は以下のことはできません。

- × 結婚や離婚、養子縁組などの一身専属的な権利の代理行為
- × 医療行為に関する同意(手術等生命・身体に危険を及ぼす可能性のある医療行為など)

さらに、以下の内容は成年後見人の職務の範囲外です。

- × 施設契約時の保証人や身元引受人
- × 実際の介護を行う事実行為

支援者や関係者の間で、後見人等の職務の誤解があると、後のち成年後見人とのトラブルになりかねません。支援者・関係者には正確な知識と共通認識が必要です。

## ● 成年後見人と保証人

医療行為の同意、結婚や養子縁組の手続行為の代理と同じく、成年後見人は被後見人の施設入所や入院の際の保証人にはなれません。

保証をした後、万が一債務不履行となった場合には、通常本人に求償をすることになりますが、そうすると成年後見人と被後見人とが利害対立してしまうからです。

後見人に保証人になるよう求めてくる施設や病院がありますが、多くの専門職後見人は、施設や病院へ成年後見人の業務範囲を説明し、保証人にはなれない前提で、後見人として責任を持つ旨の説明をすることで理解を得られている場合が多いようです。

## ④ 本人への説明

成年後見制度は、本人の権利や財産を守ることが出来る制度ですが、一方で権利を制限する側面を持っています。

そのため本人の権利擁護の観点から、原則として後見人等の役割やその必要性、あるいは制度利用にかかる費用、欠格条項等法定後見制度について本人に説明する必要があります。

また、保佐や補助類型の方は、申立てや代理権、同意・取消権の設定の際に本人同意が必要となる場合がありますので、本人自身がある程度制度を理解し、制度利用に納得していただくことが必要です。

## 「本人の意思の尊重」と成年後見制度

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて3つの類型(補助・保佐・後見)が規定されており、いずれの類型も「本人の意思を尊重する」ことが義務付けられています。

### (民法第 858 条 成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

### (民法第 876 条の 5 保佐の事務及び保佐人の任務の終了等)

保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

### (民法第 876 条の 10 補助の事務及び補助人の任務の終了等)

前文略…第 876 条の 5 第 1 項の規定は補助の事務について準用する。

## 申立てにあたって

- ・補助類型は申立てを行う際には、「本人の同意」が必要です。  
申立てにあたって、あらかじめ本人に説明をして理解を得る必要があります。本人が申立てを拒む場合は、手続きができません。
- ・保佐類型と後見類型は、申立てにあたって「本人の同意」は必要とされていませんが、本人の状態に応じて、関係者からわかりやすく説明をする必要があります。
- ・また、申立ての際、補助類型の場合、同意権(取消権)と代理権を付与するにあたっては、本人の同意が必要になります。
- ・保佐類型の場合は、代理権の付与にあたって、本人の同意が必要になります。  
したがって、どのような権限を付与するのか(されるのか)について、具体的に例を挙げて説明し、理解を得る必要があります。

## 現行制度の課題

補助類型は、申立てにあたっては本人の同意を得ることが必要となっていることと、付与される権限も本人の同意が必要になるので、現行制度においても「本人の意思の尊重」という点が担保されています。

しかし、現行の保佐類型と後見類型については、平成 26 年、日本も「障害者権利条約」に批准したことによって、条約 12 条(法律の前にひとしく認められる権利)の観点からは、保護の側面が強すぎて本人の権利を制限しているとの指摘がされています。

つまり、代理・代行による「他者による決定」という仕組みから、本人の意思決定を支援する「自己決定の支援」という仕組みへの転換が求められていると言えます。

また、現行の保佐類型と後見類型では、次のような欠格条項(資格制限)とリンクしている点にも留意が必要です。(補助類型は、資格制限はありません。)

- ・取締役の地位喪失(会社法)
- ・職業上の資格喪失(国家公務員、地方公務員、教育職員)
- ・国家資格の喪失(医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、介護福祉士) など

## (2) 調査・検討(ケース検討会議の開催)

### ① 本人調査

#### → 本人の生活状況について情報収集する

項目	確認事項
本人の基本情報	氏名・生年月日・住所・世帯構成等 ※住民票を確認。
親族の有無	※戸籍謄本及び附票を確認。
福祉サービス等	障害者手帳有無とサービス利用状況、介護保険サービス利用状況、介護認定状況、どのような日常生活を送っているのか。
経済状況	生活保護の受給有無、国民年金受給状況、国民健康保険納付状況、公共料金等の支払い状況、資産状況、現在の収入と支出
医療に関する情報	疾病・傷病、既往歴、現在受診している医療機関、受診や服薬の状況等
近隣関係等	本人と関係のある第三者等の有無

#### ✔ ポイント

- STEP1: 関係機関(福祉サービス事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センター、相談支援事業所等)から情報収集しましょう。
- STEP2: 必要に応じて、近隣の支援者等からも、本人の状況について情報収集しましょう。

#### → 事理弁識能力と類型 ～医師の診断を基に類型を見立てる～ (P.61・62参照)

法定後見は、本人の事理弁識能力(有効に契約等の法律行為をするために必要な意思表示をする能力のことをいい、具体的には自己の行為の結果を弁識するに足りる精神的な能力のこと。)の程度によって3類型に分類されますが、どのような類型になるかについては家庭裁判所が決定することになっています。

この家庭裁判所の判断の基となるものが、主治医による診断書です。

判断能力の状態を見ることから精神科の医師による診断書が望ましいですが、診断書を作成する医師の資格等の限定はありません。

- 本人が日頃一人で医療機関を受診している場合は、日常の状況について詳しく医師に伝わっていない場合がありますので、支援者等からご本人の現在の状況や困っていることを医師に伝えた上で、「後見・保佐・補助」の類型について診断を仰ぎましょう。
- 申立ての際の診断とは別に、申立て後に精神鑑定を求められる場合もあります。医師には申立て時の診断書作成と併せて、鑑定が必要な際には協力をしてもらえるかどうか、診断書の附票に記載してもらうようにします。
- 診断書にかかる経費は原則本人の負担となります。しかし、市町によっては利用支援事業の対象としているところもあるので、確認しましょう。
- 生活保護受給者の場合には、生活保護法第28条の規定により、検診命令での受診と診断書の作成・費用の支払いが可能な場合があります。

#### ✔ ポイント

□ **診断書は3か月以内のものを求められます。**

医師に診断書を出してもらう前に、口答で類型(後見・保佐・補助)が何になるかを聞いておくと良いでしょう。  
※親族調査等が長引き、診断書の有効期限(3ヶ月)が切れてしまうのを防ぐ為。



## → 収支状況・資産の把握

収支状況や資産に関わる書類は、いずれ申立てを行う際に財産目録の裏付け資料として必要になるので、必要部分をコピーしておきます。

本人が書類等を把握できていない場合、自宅等を訪問し、通帳・賃貸借 契約書・請求書・督促状等の資料収集が必要ですし、第三者が管理している場合はその方に情報提供を依頼します。

また、直近で配偶者や近親者が死亡していると、相続が発生している場合があるので可能な範囲で確認するとよいでしょう。

なお、申立時の財産目録は、わかる範囲でよいとされています。特に緊急性を要する場合は、資産の把握にいたずらに時間をかけることなく、申立てを優先させるようにしましょう。

下記には、参考までに、資産等の把握の方法を記載しています。

土地・建物	<p><input type="checkbox"/>不動産登記簿謄本(登記事項証明書)※登記済権利書は不可</p> <p>①固定資産名寄せ台帳の記載に基づき、法務局へ登記簿謄本発行依頼を行います(P.78 参照)。登記簿謄本では、まず名義人を確認します。また、抵当権設定の有無を確認することにより負債の有無がわかります。</p> <p>②各市町の税務課で保有不動産の固定資産評価証明書の発行依頼を行います(P.79 参照)。あわせて、固定資産 税の支払い状況の確認も必要です。</p> <p>③本人の記憶が曖昧で、「〇〇町に土地を持っている」などの不確定な情報があれば、当該自治体税務課あてに「名寄せ帳の写し」の発行を依頼することで所有が判明することもあります。</p>
預貯金	<p><input type="checkbox"/>通帳のコピー <input type="checkbox"/>証書のコピー</p> <p>通帳は「表紙」、支店名等の記入のある「中表紙」、「記帳されている全頁」のコピーが必要です。金融機関の通帳を紛失している場合は、本人同行のうえ金融機関窓口に出向けば、再発行の手続きが可能な場合があります。</p>
株式等	<p><input type="checkbox"/>取引残高証明書 <input type="checkbox"/>証券のコピーなど</p> <p>本人が窓口に出向くことで保有資産を教えてくれる場合もあります。株、投資信託の保有の可能性がある場合は可能な限り調べましょう。後になって後見人への報酬の目処が立つことにもなります。</p>
生命保険等	<p><input type="checkbox"/>保険証書のコピーなど</p> <p>自宅に保険証書があれば、内容の確認を行います。本人の意思が確認できるのであれば、本人に同行し窓口で契約内容や借入金について確認できる場合もあるでしょう。</p> <p>また、通帳に保険会社からの定期的な引き落としがあれば、保険料を支払っていることが推測されます。</p> <p>現在、または過去に生活保護費受給歴があれば、保護開始時の調査で生命保険の加入歴が確認できます。</p> <p>部署を越えて協力を仰ぎます。</p>
負債	<p><input type="checkbox"/>借金の残高や返済期間等が分かる資料のコピー</p> <p>借書や、税金の督促状などがあれば負債金額が確認できます。消費者金融などに多額の負債がある場合は、債務整理や破産手続きが必要な場合もあります。最終的には、就任した後見人等が再調査しますので、全てを明らかにしなくても申立てが可能です。</p>
収入	<p><input type="checkbox"/>年金通知書のコピー <input type="checkbox"/>給与証明書 <input type="checkbox"/>不動産賃貸契約書のコピーなど</p>
支出	<p><input type="checkbox"/>施設利用料 <input type="checkbox"/>入院費等の領収書のコピー <input type="checkbox"/>健康保険料 <input type="checkbox"/>介護保険料</p> <p><input type="checkbox"/>固定資産税等の通知書等のコピー <input type="checkbox"/>家賃・地代の領収書のコピーなど</p> <p><input type="checkbox"/>公共料金</p>



## ② 親族調査

親族調査は、戸籍調査から得られた情報を基に、申立てを行おうという意思のある親族の有無を調べることが目的ですが、申立時には、推定相続人の同意書(P84 参照)を添付する必要があるため、実務としては意向確認と併せて「申立てについての同意」をとる場合が多いようです。

市町長申立ての場合、親族調査は二親等内の親族の存否とその意向確認で足りるとされています。

しかし、実際には家庭裁判所での取り扱いにより、推定相続人すべての同意が必要となっているため、三親等以上に推定相続人が存在する場合は、調査・意向確認が必要です。

なお、親族と電話でやりとりをした日付や内容は、必ずケース記録に残すようにしましょう。

### → 親族の存否と申立て意向の確認

#### □ 二親等以内の親族の存否と、存在する場合の現住所を調査する

- ・推定相続人は、現在の戸籍だけでは確定できないため、本人の戸籍を出生まで遡って調査します。
- ・必要な改製原戸籍や除籍謄本と現在の戸籍の附票(推定相続人の現在の住所を知る)を取り寄せます(P78 参照)。

#### □ 二親等以内の親族がいる場合、本人についての法定後見申立て意向を確認する

- ・親族関係や住所が把握できたら、まず電話等により連絡をとります。
- ・制度をご存じない場合が多いので、制度の概要説明から始めるとよいでしょう。
- ・申立て手続き諾否に関する文書回答を依頼し、申立て手続きを拒む場合は市町長が申し立てる旨説明します(P83 参照)。
- ・過去の経過から明らかに関与を拒否している者については、その経過から、意向が推測される部分もありますので、その場合は意向調査が不要と判断される場合もあるでしょう。

### → 申立てについての同意

#### □(推定相続人が存在する場合)申立てについての同意を求める。

- ・同意書は、配達証明をつけて送付することで、配達したことを証明することができます。また、特定記録郵便で送付することによって配達日を知ることができます(到達の有無)。
- ・同意書の返送期日を明記した上で送付することで、返送期限を過ぎても連絡がない場合には、その旨上申書に記載し(P85 参照)、申立てすることができます。
- ・健康状態がすぐれないため同意書を書けない、送った同意書の返送がないなど、同意書の提出が難しい場合は提出の必要はありません。
- ・同意がとれない状況があるときには、その旨を上申書で提出するか、親族関係図の中に記入しておきます(P74・P85 参照)。

## 《 申立権のある親族、推定相続人を探す方法 》

### 1 本人の戸籍謄本を取り、配偶者・子の有無を確認する

- ・本籍地が分からない場合、住民票を取り寄せ、本籍地を確認する。
- ・公用請求により、本人の戸籍謄本を取得し、配偶者、子の有無を確認する。
- ・配偶者は生存していれば必ず同一戸籍に記載されている。また必ず法定相続人となる。
- ・戸籍上、配偶者が存在している場合は、戸籍の附票から連絡先を確認する。

### 2 子の有無を確認する

- ① 現時点の戸籍謄本に記載されている子については、生存しており、現在結婚をしていない子
- ② 現時点の戸籍謄本から除籍されている子については、調査が必要である。
  - ・結婚している場合⇒結婚により作成された戸籍を調べ、生存の有無を調べ、死亡していればその子(被相続人の孫)の存在を確認する。
  - ・死亡している場合⇒当該戸籍に死亡した子の子(被相続人の孫)がいるか調査する(死亡した子の出生時までの戸籍を遡る)。生存していれば被相続人の孫が推定相続人となる。
- ③ 子の有無については、被相続人の出生時の戸籍まで遡って調べる。
  - ・現時点の戸籍謄本の一つ前の戸籍を調べる  
改製原戸籍(役所の都合で改正される。コンピューター化など)  
戸籍(親の戸籍から婚姻により新戸籍を作成した場合)  
除籍(転籍をした場合、親の戸籍から婚姻により新戸籍を作成したところ、元の戸籍に誰も存在しなくなってしまう場合など)
  - ・さらに過去の戸籍があるようであれば、順次遡って戸籍を取り寄せる。
  - ・仮に過去の戸籍から子の存在が判明した場合は、その子が生存しているかどうか、死亡していれば「子の子」の生存を調べる。
- ④ 子あるいは、子の子が一人でも存在していれば、子または子の子が相続人になるため、被相続人の親や祖父母、兄弟姉妹を調べる必要はない。

### 3 子が一人もいない場合、父母、祖父母を確認する

- ① 本人の戸籍を調べ、父母、祖父母が生存しているか否かを確認する。

### 4 父母、祖父母もいない場合、兄弟姉妹を確認する

- ・本人の父母の12歳の戸籍まで遡り、父母に本人以外の子がいるか否かを確認する。
- ・本人の兄弟姉妹が既に死亡している場合、さらにその子(甥・姪)がいるか確認する。

### 親族調査の工夫

親族の調査には、時間を要する場合があります。古い戸籍の読み方などに苦勞することも多いでしょう。

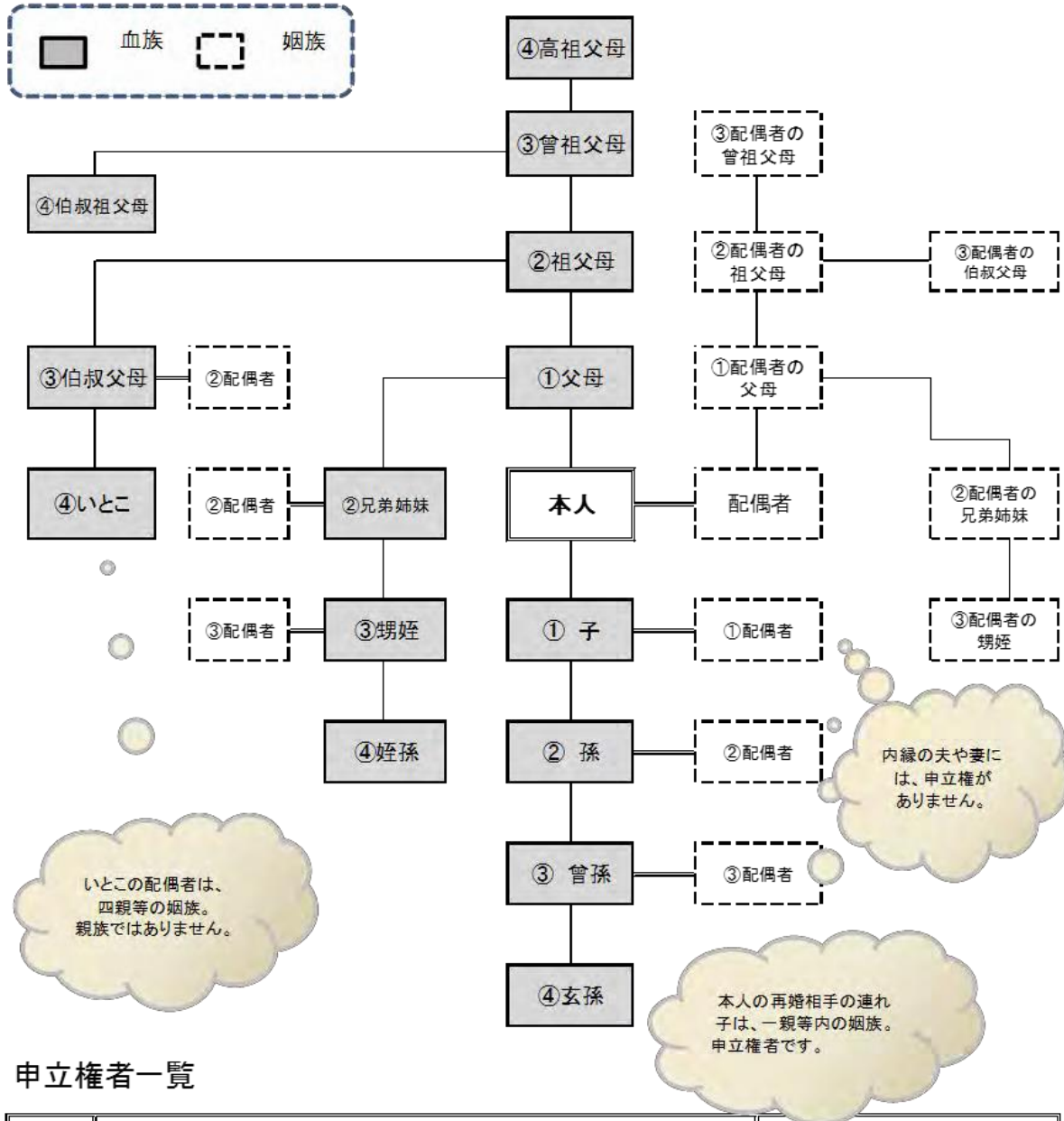
- 戸籍謄本等の取り寄せは、依頼先の自治体戸籍課へ直接電話をし、相談することも可能ですし自身の所属自治体の戸籍担当に戸籍謄本の効率的な請求方法を尋ねることも有効です。
- 戸籍謄本等依頼書の備考欄に「対象者の親族を探しています。該当する方の戸籍謄本をお願いします」と記入し確認を依頼すれば、把握できていない親族の戸籍が発見される場合もありますので、工夫してみましょう。
- 親族への電話による意向確認を行う際は、対象者との関係だけではなく、他の兄弟等親戚の連絡先や交流状況も尋ねます。さらに、お墓についての情報も併せて聞いてみましょう。
- 親族調査時は、ご本人がどのように生活してきたのか、家族関係はどうだったのかという“ご本人の歴史”を知り得る機会となります。ご本人のこれまでの人生を知ることは、就任した後見人等が後見活動を行う際にも役立つものになりますので、可能な範囲で情報を集めることが望ましいでしょう。



いずれにしても、いたずらに調査の時間を要することがないように対応しましょう。

## 四親等内の親族とは

親族とは配偶者、六親等内の血族および三親等内の姻族を指します。(民725)  
 そのため、四親等内の親族とは、次のとおりになります。



### 申立権者一覧

後見	(民7) 本人、配偶者、四親等内の親族 未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人 補助人、補助監督人、検察官	(巻32、精神51の11の2、庫28) <b>市町村長</b> (特別区の区長を含む)  (任意後見10②) 任意後見契約が登記されているときは、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
保佐	(民11) 本人、配偶者、四親等内の親族 後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官	
補助	(民15) 本人、配偶者、四親等内の親族 後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官	

---

## 戸籍に関する用語集

### 「戸籍」と「住民票」

戸籍は、家族・親族関係や身分変動を記載したのですが、「住民票」とは、住民基本台帳法に基づいて各市町長が作成しているものです。「住民票」写しには住民の居住関係を記録するものであり、原則として、実際に居住していない場合は作成することができません。対象者の住民登録地は把握しているが、本籍地が不明な場合は、住民票の「全部事項証明書」が発行されれば、本籍地の記載があり、確認することができます。

### 戸籍の附票

戸籍とは別に、住所の変遷が記載されている帳簿があります。これを戸籍の附票といいます。附票を取得することで、現在の住民登録地が判明します。

### 戸籍の改製

戸籍は、明治以降これまでに、法律の改正やコンピューター化によって、何度か形を変え作り直されています。これを「改製」といいます。そして、改製される前の戸籍のことを「改製原戸籍」といいます。基本的には戸籍の記載事項をそのまま写しているのでも、形は変わっていても、記載されている身分の変遷に関する事項に変わりはありません。ところが、改製の際に前の戸籍に記載されている事項で写しかえられない事項も存在します。

戸籍をさかのぼるときに「戸籍の改製」の記載があった場合は、改製前の「改製原戸籍」を取得するようにしてください。

### 除籍

除籍という言葉の意味は大きく2つに分けることができます。

1つめは、ある戸籍に記載されている構成員のひとりが婚姻や死亡によって戸籍から除かれることをいいます。

また、もうひとつは、ある戸籍に記載されている人全員が婚姻や死亡によって戸籍から除かれ、結果としてその戸籍に誰もいなくなったため、戸籍簿から除籍簿に移し替えられた戸籍をいいます。そして、この除籍された戸籍全部の写しを除籍謄本といいます。

### 戸籍の再編

戦争や自然災害などにより、戸籍が無くなってしまった場合は戸籍を回復します。また、昔は文書で保管されていたため、戸籍が滅失してしまう恐れがある場合には、新しい用紙に差し替えます。このように作り直すことを「戸籍の再編」といいます。

しかし、戦時中、東京大空襲などで戸籍が消滅していることもあり、それ以上の戸籍をたどることができない場合もあります。その場合は、廃棄証明書を出してもらいます。

### 「謄本」と「抄本」

「謄本」とは、記載されている内容全部の写しをいい、「抄本」は、記載事項の一部を抜き出して作成した写しのことを言います。「謄本」＝「全部事項証明書」、「抄本」＝「一部事項証明書」と言う場合もあります。

### 「戸主」と「筆頭者」

「戸主」とは、戦前の民法旧規定における家族制度の概念で、「家」の統率者を指し、改製原戸籍を取り寄せると、「戸主」と書かれている場合があります。

現在では、昭和22年の憲法改正により民法も大幅に改定されたことにより、家制度が廃止され親子三代を一つの戸籍に記載することが禁じられました。(戸籍法第6条)

「筆頭者」とは、戸籍の始めに記載される方を指しています。なお、筆頭者が死亡しても、他に記載されている方がいれば、戸籍が変わることはありませんし、筆頭者を変える必要はありません。

### ③ 成年後見登記事項の確認

これまでに成年後見等の開始の審判がされていないことを確認するために、法務局から、本人の「登記されていないことの証明書」を取得します(P77 参照)。

#### 【郵送による請求方法】

- ① 登記されていないことの証明申請書に必要事項を記載。
- ② 申請書内に、「公用申請」である旨、記載する。
- ③ 返信用封筒(切手貼付)を同封のうえ、郵送で、下記あてに送付する。

東京法務局 民事行政部 後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

代表番号 03-5213-1234 直通番号 03-5213-1360

※ なお静岡地方法務局(本局)の窓口でも取得ができます。

○証明書の有効期限は概ね3カ月です。

○手数料は国、または地方公共団体が請求する場合、登記手数料令第19条により免除となります。

○任意後見の登記がされている場合には、本人の自己決定の尊重の理念から任意後見が優先します。

速やかに任意後見候補者に連絡し、任意後見監督人の選任手続きを行うよう依頼しましょう。

### ④ 診断書の作成依頼

本人が、精神上の障害により判断能力が低下していることを明確にするため、医師に診断書の作成を依頼します。判断能力など精神の状況については、精神科医が望ましいですが、専門外の医師であっても、本人の状況をよく分かっていたら、かかりつけ医でも良いとされています。



下記のウェブページでは、静岡県内の医療機関が検索できますので、参考に記載しています。

「医療ネットしずおか」

<https://www.qq.pref.shizuoka.jp/qq22/qqport/kenmintop/>

### ⑤ 申立て類型の検討

法定後見は、「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があり、最終的には家庭裁判所の審判によって決定されるものですが、本人の状況や支援の在り方に関わるため、できる限り申立人側でどの類型が適切かを準備しておく必要があります。

場合によっては、家庭裁判所の意向に対して意見を述べる必要があります。

判断に迷う場合は、医師が作成した診断書を参考に検討しますが、成年被後見人や被保佐人には資格制限が発生しますので、本人の事情や希望を踏まえて慎重に検討する必要があります。



## ⑥成年後見人等候補者の検討

### → 候補者選定

成年後見人等の選任は家庭裁判所の職務であり、基本的に、申立てにおいて成年後見人等の候補者を探して推薦する義務はありませんが、実務上、申立時に候補者の有無を尋ねられる場合が多くあります。後見人等については、最終的に家庭裁判所が職権で決めて選任することになりますが、候補者をあらかじめ記載しておけば考慮されることが多くなっています。

したがって、本人の事情を知る申立者（この場合、市町長）は、適切と思える候補者を推薦した方がスムーズです。候補者がいない場合、候補者の調整や選任に時間を費やす場合が多く、結果的に審判まで時間が掛かってしまうことから、申立て時にできる限り候補者を家庭裁判所に推薦することが望まれます。市町長の申立ての場合は、親族による後見人は期待できないため、第三者が後見人になることが想定されます。

適切な候補者がいない場合、家庭裁判所が職権で成年後見人等の候補者を探すことも可能ですが、審理の期間が長くなることとなりますので、あらかじめ専門職団体等に相談して、候補者の推薦について調整を依頼しておくことが望ましいでしょう。この場合は、「（県弁護士会・リーガルサポート静岡支部・県社会福祉士会ぱあとなあ静岡等）に候補者の推薦を依頼し内諾を得ている。」等と記載します。（P36参照）

なお、実際の後見人は、審理の過程で候補者として挙げた専門職とは別の専門職や法人等になる場合もあります。

### < 参考 >

#### 法律家による後見

後見事務の内容が高度の専門知識を必要とする場合、例えば、不動産の売却、賃貸不動産の管理、多数の有価証券の管理、遺産分割、負債がある場合、親族間に財産トラブル等がある場合、適正な後見事務を行うために、法律の専門知識が求められ、家庭裁判所の判断により法律の専門職後見人が選任されます。

#### 多様な後見の形

- ・財産管理は法律専門職が、身上監護は福祉専門職が担当する「分掌のある」複数後見
- ・開始当初に法律専門職が就任し、法的な課題が整理された後に、身上監護を中心とする福祉専門職に変わる「リレー方式」の後見
- ・法人後見が選任された後、市町で養成した市民後見人に変わる「リレー方式」の後見 など

## 後見活動を行っている専門職

各専門職は法律上の業務・権限、実務の業務形態、監督機関と監督内容、資格取得試験の内容、研修・養成過程を異にする上、それぞれ特徴があるので、事案に応じて選択をする必要があります。

専門職後見人等の団体の問い合わせ先は、次のとおりです

	後見相談	後見人推薦依頼	特徴・候補者推薦にかかる期間
弁護士	<p>静岡県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター ☎054-252-0008 静岡支部 ☎053-455-3009 浜松支部 ☎055-931-1848 沼津支部</p> <p>・高齢者無料電話相談 弁護士による 20 分間の無料電話相談の実施。 受付時間 9～12 時、13～17 時 ・高齢者・障害者相談 静岡支部 水曜 13～16 時 浜松支部 金曜 13～16 時 沼津支部 申込に応じ担当弁護士事務所で実施</p>	<p>高齢者・障害者総合支援センター運営委員会担当</p> <p>☎054-252-0008 静岡支部 ☎053-455-3009 浜松支部 ☎055-931-1848 沼津支部</p> <p>※推薦依頼の詳細は、各支部弁護士会窓口までお問い合わせください。</p>	<p>遺産争いなど親族間でのトラブルを抱えている場合、管理財産額が高額かつ財産管理が中心となる場合、虐待など複雑で困難な法律紛争が絡む場合に適しています。</p> <p>推薦にかかる期間：1～2週間 訪問頻度：月1回程度</p>
司法書士	<p>(公社)成年後見センター・リーガルサポート 静岡支部 ☎054-289-3999 後見制度に詳しい司法書士を紹介します。 平日 9 時～17 時</p> <p>静岡県司法書士会 司法書士総合相談センターしずおか ☎054-289-3704 平日 14 時～17 時 (火曜は特に後見に詳しい司法書士が相談を担当します。)</p>	<p>(公社)成年後見センター・リーガルサポート静岡支部 ☎054-289-3999 FAX054-289-3702 平日 9～17 時</p> <p>※お電話いただければ専用紙をお送りいたしますので、ご記入のうえFAXにてご返信ください。</p>	<p>リーガルサポートは、後見業務に取り組む全国の 7 千人を超える司法書士で構成されています。</p> <p>相続手続・借金の整理が必要な案件や、不動産処分・管理が必要な案件に適しています。</p> <p>身近な法律実務家として、財産管理と身上監護をバランス良く行い、本人に寄り添って支援していきます。</p> <p>推薦にかかる期間：2週間程度 訪問頻度：月1回程度(案件により異なる)</p>
社会福祉士	<p>(一社)静岡県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ静岡 ☎054-252-9877 受付初回の相談は無料 相談専用電話 相談等1時間 5,000 円(交通費は別途実費必要) 費用負担が困難な場合はご相談ください。</p>	<p>ぱあとなあ事務局 ☎054-252-9877</p> <p>静岡県社会福祉士会ホームページ (<a href="http://www4.tokai.or.jp/shizuoka-csw/">http://www4.tokai.or.jp/shizuoka-csw/</a>)に掲載されている「成年後見人等候補者紹介依頼票」を申立前に提出してご相談ください。</p>	<p>社会福祉分野の専門性を活かし、主に心身に障害のある方やさまざまな理由で生活上の課題を抱えている方の財産管理や契約等の代理を行いながらその人らしく生活を送れるよう支援にあたっています。-</p> <p>推薦にかかる期間：2週間～1か月 訪問頻度：月1回程度</p>



### (3) 市町長申立て要否の検討・決定

#### → 根拠法を確認する

##### 本人が認知症等の高齢者、知的障害者、精神障害者であること

- ①認知症等の高齢者(老人福祉法 32 条)
- ②知的障害者(知的障害者福祉法第 28 条)
- ③精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2)

※①老人福祉法では、原則として 65 歳以上の者(65 歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。)とされています。

※②③に関しては、各障害者手帳の所持は市町長申立て対象者の必須要件ではありません。一方で、知的障害が疑われ、20 歳を超えているが手帳を所持していない場合は、福祉サービスの利用を進めるため、手帳の取得可否の検討を行うことが必要となるでしょう。

##### 審判請求をする者がいないこと

- ①配偶者、4 親等内の親族がいない
- ②申立権のある親族がいても、非協力的である
- ③虐待やこれまでの経過で、親族による申立てが適当でないと判断される

##### 重複している場合の対応

障害者手帳を所持する高齢者の場合、どちらの所轄課が申立てを行うか、迷う場合があるでしょう。実際には、①65 歳以上の高齢者の場合は手帳保持者であっても高齢担当が対応する、②関わりの度合いによって、その都度協議の場を持つなど、あらかじめルール化している市町もあります。

#### → 本人申立て

本人による申立ても制度上は可能です。この場合、本人が後見制度を利用することに同意し、申立てができる能力がある(と、家庭裁判所にみなされる)ことが前提となりますので、後見類型の場合の本人申立ては極めて限定的と考えられます。

また、本人申立てができる場合は、本人の判断能力を考慮した上で、担当者が書類作成の支援をしたり、適切な支援者を紹介したりすることが必要です。

一方、利用支援事業の利用が必要なケースの場合で、当該市町の補助の対象が市町長申立てに限定されている場合は、本人申立てにすると対象にならないので、その点に注意が必要です。

## 審判前の保全処分

審判が確定するまでの間に財産上の被害に遭うことを防ぐ必要がある場合には、後見等開始の審判申立てと同時に、審判前の保全処分の申立てを検討します。

最近、家庭裁判所でも、緊急性のあるケースについて、後見開始の審判を短時間で決定する等の配慮がされる場合もあります。

保全処分の申立ては(家裁から勧められる場合もありますが)、必ず家庭裁判所に事前に相談をしましょう。

### 保全処分の内容

保全処分は、以下のような例があります。

- ①財産管理者を選任
- ②事件の関係者に対し本人の財産の管理もしくは監護に関する事項の指示
- ③後見・保佐・補助の命令

### 保全処分の要件

保全処分が認められるには、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①後見開始の申立てと同時に、またはその審判が効力を生じる前までの間に行われること  
(家事事件手続法 126 条①)
- ②保全処分を求める事由を申立人が疎明すること(家事事件手続法 106 条①②)

なお、「保全処分を求める事由」とは、本案審判認容の蓋然性及び保全の必要性をいうものと解されています。本案審判認容の蓋然性とは、後見等開始の申立てで認容審判が発令される度合いが高いであろうという意であり、そのためには申立ての趣旨を根拠付けるに足る具体的な事実関係を明らかにする必要があり、保全の必要性とは、現時点で保全を行わずに現状のままであったのなら本人の救済が得られなくなるという意であり、緊急性に関する具体的事情などを明らかにする必要があります。

## 緊急事務管理

虐待等の緊急対応を必要とするケースにおいて、本人の身体、名誉または財産を急迫な被害から守るために事務を取り行うことを「緊急事務管理」といいます。

当然ながら、判断能力が不十分な方の支援は後見人等が行うことが望ましいのですが、後見人等による保護開始までの期間のやむを得ない支援策として、この事務管理を活用し金品を保管し、本人の財産を守ります。

また、緊急的に本人の財産等を守るために行う事務(やむを得ず通帳や証書を保管すること)を、市町長による後見申立手続きに付随する事務と捉えることもできます。

一度開始した事務管理は、本人、相続人、法定代理人がその事務を引き継ぐまで継続する義務あることから、事務管理を始める際には、所属内で十分検討が必要です。

事務管理は、他に行うものがないときに、組織としての判断のもとに行うことが重要です。

### 第 697 条(事務管理)

義務なく他人のために事務の管理を始めた者(以下この章において「管理者」という。)は、その事務の性質 にしたがって、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理(以下「事務管理」という。)をしなければならない。

2 管理者は、本人の意思を知っているとき、またはこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

### 第 698 条(緊急事務管理)

管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

### 第 699 条(管理者の通知義務)

管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく本人に通知しなければならない。ただし、本人が既にこれを知っているときは、この限りではない。

### 第 700 条(管理者による事務管理の継続)

管理者は、本人又はその相続人もしくは法定代理人が管理をすることができるに至るまで、事務管理を継続しなければならない。ただし、事務管理の継続が本人の意思に反し、又は本人に不利であることが明らかであるときはこの限りではない。

### 第 701 条(委任の規定の準用)

第 645 条から第 647 条までの規定は、事務管理について準用する。

<第 645 条～第 647 条の条文については、後述の「法令・要綱等」を参照。>

### 第 702 条(管理者による費用の償還請求等)

管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

#### (4) 申立て書類の作成等

市町長申立ての決定を受け、担当者は地域包括支援センターなどの本人の事情をよく知っている人の協力を得ながら、次の書類を作成または収集します。

##### 1 申立て書類「後見等申立て用チェックシート」(静岡家庭裁判所)

《後見等の申立てには以下の書類等が必要になります。チェック欄を利用して提出書類にもれがないようご準備ください》

	準備するもの	チェック欄
申立人	後見・保佐・補助開始申立書	
	親族関係図	
	申立書付票（付票1～3）	
	付票添付資料 （「収支予定表，財産目録の記入について」を参照）	
本人 （後見等が必要な方）	戸籍謄本（全部事項証明書）	
	戸籍附票又は住民票 「登記されていないことの証明書」 （注）成年被後見人等の登記がされていないことを証明するものです。 法務局に申請書を提出し，発行された証明書を裁判所に提出してください。	
	診断書・別紙回答書 （注）成年後見等専用の診断書です。病院や診療所で作成してもらってください。	
後見人等候補者	戸籍附票又は住民票	
申立てに必要な 諸費用	収入印紙（申立て手数料及び登記手数料） 〔申立て手数料〕 （後見・保佐）800円分 （保佐・補助＋代理権付与）1600円分 （保佐・補助＋同意権付与）1600円分 （保佐・補助＋代理権付与＋同意権付与）2400円分	
	〔登記手数料〕 2600円分	
	郵便切手 〔後見（3740円分）〕 1040円(1組) 500円(2枚) 80円(20枚) 10円(10枚) 〔保佐・補助（4780円分）〕 1040円(2組) 500円(2枚) 80円(20枚) 10円(10枚)	
親族関係	同意書（「親族の同意書について」を参照）	

※ 本人に鑑定が必要な場合は鑑定費用(5万円～10万円)が必要になります。

## 2 申立書等作成について(留意事項)

- ・親族関係図 担当者が作成し、基本的には2親等まで記載(推定相続人については現に把握している範囲で)不明な場合は「不明」と記載
- ・親族同意書 親族調査の段階で連絡がいった親族にとれる範囲で取る
- ・年間収支予定表 過去1年程度の収支を分かる範囲で記載
- ・財産目録 現時点で判明している財産を記載(銀行等への照会は不要)

## 3 添付する書類について

取寄せ書類	本人の戸籍謄本	本籍地の市町村役場	・1通 ・発行から3カ月以内のもの
	本人の住民票または戸籍附票	住民登録先の市町村	・1通 ・発行から3カ月以内のもの
	後見登記されていないことの証明書	法務局 (東京法務局民事行政部後見登録課 又は静岡地方法務局(戸籍課))	・1通 ・発行から3カ月以内のもの
財産関係資料	預貯金・投資信託等の資料	銀行、郵便局、保険会社、証券会社など	・通帳(過去1年分)、残高証明書、預かり証などのコピー
	生命保険等の資料		・保険証書のコピー
	負債の資料		・金銭消費貸借契約書、借用書(証)、返済明細書、督促状のコピーなど
	有価証券(株券、国債等)の資料	取引先	・取引残高証明書、証券のコピー
	不動産についての資料	法務局、市町村役場	・不動産登記簿謄本、名寄帳、固定資産評価証明書、または固定資産税納税通知書のいずれかのコピー
	収入内容を証明する資料	市町村役場から送付されてくるもの等	・所得証明書、確定申告書、源泉徴収票、年金証書、年金振込通帳などのコピー
支出内容を証明する資料	市町村役場から送付されてくるもの等	・通帳(引き落としがされているもの)、各種税金の納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の納付書、家賃・地代・医療費等の領収書などのコピー	

※財産時関係書類は、申立て時に把握できる範囲で収集する

## (5) 家庭裁判所への申立て

### → 申立先

申立ては本人の住所地(住民登録をしている場所)もしくは居住地(実際に暮らしている場所)を管轄する家庭裁判所に行きます(下記表参照)。市町長申立ての対象となる方の住所地と実際の居住地が異なる場合、実情としては、本人のことをよく把握している市町が申立てを行っていますが、どちらの市町が申立てを行うかの明確な規定はありません。

基本的には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者総合支援法、介護保険法等の援護の実施機関となっている市町が行うのがスムーズであると考えられます。

本人を支援する関係者が複数の市町にまたがる場合は、申立てを担当する市町について確認が必要です。

連絡先	管轄区
<b>静岡家庭裁判所</b> 静岡市葵区城内町1-20 電話 054-903-8275	静岡市
<b>静岡家庭裁判所沼津支部</b> 沼津市御幸町21-1 電話 055-931-6044	沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡 三島市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡
<b>静岡家庭裁判所富士支部</b> 富士市中央町2-7-1 電話 0545-52-0386	富士市 富士宮市
<b>静岡家庭裁判所下田支部</b> 下田市4丁目7-34 電話 0558-22-0161	下田市 賀茂郡
<b>静岡家庭裁判所浜松支部</b> 浜松市中区中央1-12-5 電話 053-453-7168	浜松市 磐田市 袋井市 湖西市
<b>静岡家庭裁判所掛川支部</b> 掛川市亀の甲2-16-1 電話 0537-22-3036	掛川市 御前崎市(御前崎、白羽及び港を除く。) 菊川市 周智郡
<b>静岡家庭裁判所熱海出張所</b> 熱海市春日町3-14 電話 0557-81-2989	熱海市 伊東市
<b>静岡家庭裁判所島田出張所</b> 島田市中溝4-11-10 電話 0547-37-1630	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 御前崎市(御前崎、白羽及び港) 榛原郡



## → 保佐・補助類型の代理権、同意・取消権について

申立てを行う類型は、基本的には医師の診断書を基にしますが、後見・保佐類型の場合には、本人に対する制限(会社の取締役等・公務員になることや国家資格の喪失など)が生じます。

したがって、例えば「介護福祉士の国家資格をとりたい」という希望を持っているご本人の場合は、後見制度の利用がデメリットとなる面も生じるので、制度利用の必要性を再検討してみることも必要でしょう。

なお、保佐類型で申し立てる場合には、本人の意向を確認した上で代理権の付与又は同意見の追加付与を、補助類型で申し立てる場合にも同様に、代理権又は同意権の付与を申し立てる必要性を検討します。

### 代理権

本人に代わって、契約などの行為をする権限のことを言います。後見類型では財産に関するすべての法律行為について代理権がありますが、保佐・補助類型の場合は、本人の自己決定尊重の観点から、必要に応じて代理権の付与を申し立てる必要があります(本人の同意が必要です)。

代理権の内容は、代理行為目録(P75 参照)の中から、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為を選択します。

### 同意・取消権

同意権とは、保佐人・補助人が同意することにより法律的に効果が認められ、また、保佐人・補助人が同意を得ないで行った行為を取り消すことができる権限を言います。

保佐類型…民法第 13 条 1 項(重要な財産行為)に規定される行為には予め同意権が与えられていますが、ここに掲げられていない法律行為についても必要に応じて申し立てることで付与されることがあります。

補助類型…特定の法律行為に関して、民法第 13 条 1 項(重要な財産行為)の一部について、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為が対象となります(P76)。

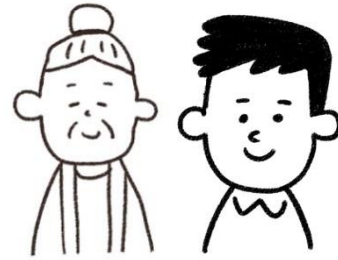
#### 補助申立ての場合の同意行為目録について

必要な行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く)にチェックをします。内容については、本人の同意を踏まえたうえで最終的に裁判所が決めます。

例えば、高価な物を悪質業者から購入した場合、クレジット契約であればそれ自体は民法 13 条 1 項 2 号の借財に該当するので取消権の対象になりますが、クレジットではない売買契約となると、金額によっては民法 13 条 1 項 3 号の重要な財産の得喪に当たるかどうかあいまいになることがありますので、具体的に「〇万円以上の物品の購入」等の同意権を定めた方が明確になります。

この金額設定については、家庭裁判所に状況を説明の上相談する方がよいでしょう。

## 保 佐 申 立 て の 事 例



本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。

以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、分からなくなることも多くなりました。

日常生活に支障が生じ、最近では、スーツを着た男性が複数名、自宅に出入りしている目撃情報が相次ぎ、自宅の中に、様々な家電製品や装飾品が増えている様子が見受けられました。そのため、成年後見制度の利用を進めていくことにしましたが、町が親族調査を行った結果、申立権のある親族は存在しないことがわかりました。

担当部署内で検討した結果、町長申立てを行うこととなり、主治医から成年後見制度用の診断書を取得しました。長谷川式スケールでは、比較的高い22点を示しましたが、診断書の類型は後見。そのため、後見類型で申立てを行いました。

家庭裁判所で鑑定がなされた結果、保佐類型とされ、申立ての趣旨の変更を上申するよう連絡がありました。そこで担当者は、本人が必要な代理権について次の3点を想定し、検討しました。

- ①預貯金等金融関係に関わる代理権
- ②介護契約の締結・変更・解除及び費用の支払い
- ③福祉関係施設への入所に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

検討の結果、当面の問題は、①財産管理と、②介護契約等に関わる代理権でしたが、将来的には、入所をすることも想定されるため、③施設入所契約の代理権についても付与を申し立てることにしました。

その後、調査官面接の中で、本人が③施設入所に関わる代理権について同意されず、結果的に①と②の代理権のみ付与されることとなりました。

## (6) 審理

家庭裁判所は、市町長からの後見開始等の審判の申立てを受けると、申立て書類を審査したのち、本人の能力や生活状況、財産状況など多くの事実関係を調査します。

申立人からも事情を聴くなど家庭裁判所からの呼び出しもありますので、その際には実情等を説明してください。調査の結果は報告書にまとめられて裁判官に報告され、判断の材料にされることになります。

### ➔ 鑑定

後見と保佐類型では、本人の判断能力を判定するために、原則として医師による「鑑定」を行うことになっていきます(補助類型は原則として鑑定不要)。

鑑定に要する費用(5万～10万円)は、申立ての際には必要ありません。鑑定を行うことになった場合に家庭裁判所から連絡がありますので、連絡を受けた後に期限内に納めます。

なお、いわゆる植物状態など、明らかに事理弁識能力を欠く常況が確認できる場合は鑑定を省略すること多く、療育手帳において重度の判定を受けた者についても同様の扱いが行われることがあります。申立て時に提出した診断書を、そのまま適用するなど、実情は全申立ての9割が鑑定を省略しています。

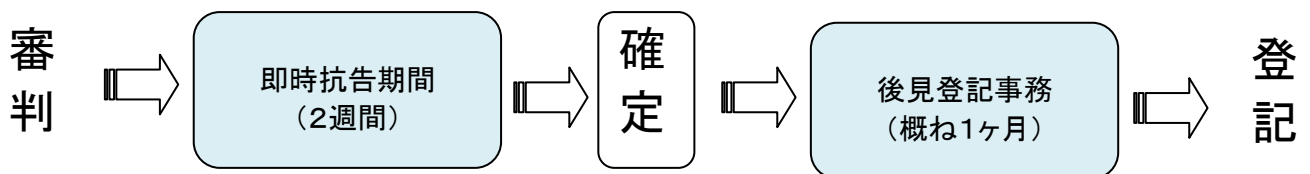
## (7) 審判の確定

後見等開始の審判は、成年後見人等、本人、市町長に対して送達又は通知されます。

審判の送達から2週間は、抗告期間が設けられています。この間、本人や四親等以内の親族などが不服を申し立てることができます。

即時抗告がなく2週間が過ぎたときまたは即時抗告がなされても高等裁判所で認められなかったときには、審判が確定します。

その後、家庭裁判所から東京法務局に登記の嘱託がなされ、登記ファイルに所定の事項が記録されます。



### 即時抗告

市町長申立ての場合、親族など(特に虐待をしている親族)から即時抗告を受ける場合があります。即時抗告に対しては高等裁判所による判断を待つ形になります。

一方で、市町長申立てに対抗して親族が重複して申立てを行うケースもあります。

その場合、市町としては、客観性・公平性を担保しつつ、本人の福祉を図るために特に必要と認めたケースであることを踏まえて対応することが必要です。

なお、即時抗告できる内容は、後見等を開始するか否か(後見人等をつけるかどうか)の審判に対してであり、後見人等を誰にするかの決定や代理権・同意権の付与に関する審判に対しては抗告できません。

## (8) 後見等の開始

### 審判確定以降

#### → 求償請求

申立費用の求償(家事事件手続法第28条第2項により上申、P81参照「費用上申欄に☑」)を行い、家庭裁判所が認めた場合、申立て費用を本人に求償(P82参照)することができます。

具体的には、審判後に本人(成年後見人等)に対して、支出明細を記載した市町長名文書によって求償請求(P81参照)を行っていることが多いようです。

#### → 後見人との情報共有

後見人は、選任されてから約1か月の間に、家庭裁判所から財産目録や後見事務報告書の提出を求められます。(財産目録の提出後に、後見人としての権限行使が可能になります。)

従って、この間に後見人は、支援方針を立てるために、本人の財産状況や生活状況等の情報を集めることとなります。

この間、ケースによっては、後見人と連絡を取り合って役割分担や引継ぎ等について確認をしようことが必要な場合もあります。

なお、引継ぎについては、抗告期間を過ぎた後(審判書と併せて確定証明書がそろった時期)以降に行うのが良いでしょう。

#### → 継続対応の検討

市町長申立ての必要な方は親族から協力を得られない・親族から虐待を受けている等、いわゆる困難事例と言われるものも多く、後見人が選任された後も、福祉サービスや公的機関の支援を必要とする局面が多いことが推察されます。

市町に期待される役割は申立てだけでなく、申立後の本人状況に応じて関わりを持ちつつ支援をすることです。必要に応じて、関係機関等が集まる「ケース会議」などを開催し、今後の支援方針や関係者の役割分担等を検討することが望ましいでしょう。

個別の課題を「地域課題」として捉え、後見人と連携しながら地域で本人を支える仕組みを作っていくことについて、行政として引き続き支援を行っていくことについても、十分検討する必要があるといえます。

なお、本人死亡後の事務については、基本的に後見人の役割ではありません。後見人は相続人に対して清算事務(管理していた財産の収支計算)により引き渡す財産を確定し、その権利者(相続人)に報告・引き渡すことが役割となります。

その一方で、市町長申立てを行った方の場合、親族との関係性が希薄な場合が多いことから、後見人の相続財産の引き渡しに困難な場合が想定されますので、親族の存否について、市町で把握されている場合には、あらかじめ情報提供を行っておくとよいでしょう。

### Ⅲ 申立てQ&A

## Q1 市町長申立ては「権限」か、「義務」か

**A** 条文上は「できる」規定ですので、原則は「権限」ですが、虐待案件のように、速やかに申立てを行わなかったために、本人の権利が侵害されるようなときは「義務」となりうる場合があります。（詳細は本マニュアル P12～13 の市町長申立ての必要性を参照してください。）

## Q2 65歳未満の認知症者の申立ては

**A** 老人福祉法第5条の4及び第32条によれば、65歳未満の方であっても、特に必要があると認められる場合には老人福祉法の対象とされています。そのため、市町長申立てをすることが可能です。

## Q3 外国籍の方は後見制度を利用できますか

**A** 外国人の日本における法律行為についての管轄や準拠法について定められている「法の適用に関する通則法」の第5条において「裁判所は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人となるべき者が日本に住所若しくは居所を有するとき又は日本の国籍を有するときは、日本法により、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）をすることができる。」と定められています。

なお、「登記されていないことの証明書」は、外国人にも発行されます。

## Q4 親族調査や同意書の範囲はどのように判断すればいいか

**A** 親族調査の範囲については、平成17年7月29日付で厚生労働省より通知が発出され、申立て手続きが例示されていますので御参照ください。

なお、親族の同意は「推定相続人」が1つの目安となります。

## Q5 同意書が返送されない場合はどのようにすればいいか

**A** 同意書を送付した経緯、同意書の返信がなかった旨等を申立書、親族関係図等に記載するか、又は上申書などで家庭裁判所に伝える方法もあります。

場合によっては、家庭裁判所から通知する場合があります。

## Q6 3親等以上の推定相続人の意向確認は必要か

**A** 平成17年の親族調査に関する厚労省の通知はあくまでも技術的助言であって、手続き上、3親等以上の推定相続人の調査を一切不要とするものではありません。

家庭裁判所は、後見等申立時には、推定相続人の意向確認を求めていますので、推定相続人が3親等以上の親族の場合は、意向確認をする必要があります。



## Q7 判断能力に疑義のある親族の同意はどうすべきか

**A** 同意できる能力があれば、同意書は提出した方がよいでしょう。判断能力の見極めが難しい場合は、上申書にその旨を記載して提出します。

## Q8 虐待している親族に市町長申立てを知られたくない場合はどうすべきか

**A** 虐待をしている親族に申立てを知らせる必要はありません。

申立ての際には、親族に知らせない方がよい場合については、親族に申立てを知らせていない事情や理由を書いた上申書を添えて申立てを行うようにします。

後見開始の際の審判の記録については、当事者または利害関係を疎明した第三者に請求権があります。親族の場合、記録の閲覧を請求することが出来ます(家事事件手続法 47 条第1項)が、申立てをしていない親族は、あくまで利害関係人として扱われます。

利害関係人が審判記録の閲覧等を申立てした場合、家庭裁判所が相当と認めるとき、許可されます。

いずれにしても、閲覧等を制限する合理的な理由がある場合は、申立ての際に秘匿希望の申し出をしておく必要があります。

### 秘匿の申し出方法

まず、秘匿を希望する情報が本当に裁判所に伝えなければいけない情報かどうかを精査します。必要のない情報を伝達することは情報流出の危険性が増すことになります。

裁判所は、後見等開始の審査に当たって必要な範囲に限った情報さえあれば審査に支障はありません。

例えば、本人が現在入所している施設や入院先の病院を知られたくない、申立書等に書きたくない場合、代わりにの所在を書いていただくことで秘匿した情報を明記しないことができることがありますので、事前に家庭裁判所に相談しましょう。

精査の上、なお秘匿を希望する情報が記載された書面を提出する場合、秘匿を希望する部分がわかるようにした上で、表紙としてP.60の「非開示の希望に関する申出書」を付け、ステープラーで一体化させ、非開示を希望する理由、日付、署名押印をしてください。

なお、秘匿希望の申出に基づき、実際に秘匿として扱うかどうかは、最終的に家庭裁判所が判断します。場合によって、希望があったとしても開示される場合があります。

## Q9 審判に対して不服申立て(即時抗告)された場合はどうなるのか

**A** 家庭裁判所の審判に対しては、審判を受け取った日から2週間不服申立て(即時抗告)ができます。

親族が後見等開始の審判申立てに反対し、抗告した場合でも、高等裁判所は後見等の必要性を判断し、その判断が認められれば、即時抗告は棄却され、家庭裁判所の審判は確定します。

なお、不服の申立て(即時抗告)は後見人等をつけること自体に対してであり、選ばれた後見人等への不服申立ては出来ません。

## Q10 扶養者がいる場合はどうなるのか

- A** 本人の財産で親族を扶養することはある程度、許されます。特に夫婦間では、相手が自分と同等の生活が営めるようにという生活保持義務関係となり、婚姻費用の分担義務があります。
- 親子の関係では、従前の関係性や本人の財産をみてどこまで許されるかは家庭裁判所での判断となります。本人等の調査をしてから後見人が家庭裁判所に相談し決定します。

## Q11 住所地特例等の場合どこの市町村が対応するのか(報酬助成を含む)

- A** 申立については、「どちらで対応すべきか国として見解は出していない(厚生労働省老健局)」とのことで、本マニュアルP42を御参照ください。
- 報酬助成については、「基本的に、住民登録のある市町村での利用を想定している(県長寿政策課)」とのことです。
- なお、住所地特例対象者の場合は、任意事業については、施設所在地市町村と保険者市町村、どちらの市町村の制度も利用できると「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」に記載されています。
- 市町村間での事前の調整が必要と思われます。

## Q12 後見人等の報酬はいくらぐらいですか

- A** 報酬は、家庭裁判所が本人の財産状況などを考慮し決定します。
- 静岡家庭裁判所では目安等は示していませんが、公表されている東京家庭裁判所の基準が参考になると考えられます。

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬(これを「基本報酬」と呼びます。)の目安となる額は、月額2万円です。

ただし、管理財産額(預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額)が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。

<東京家庭裁判所の目安抜粋>

## Q13 審判にかかる期間はどれぐらいですか

- A** 事案や後見等候補者の有無などによりますが、通常は1カ月から3カ月程度です。

#### Q14 申立費用は市町の負担になりますか

**A** 後見等の審判開始の申立てを行った場合の手続き費用に関しては、原則として申立人の負担とされています。

しかし、「特別な事情」(家事事件手続法第28条)がある場合には、家庭裁判所は申立人以外の「関係人」に手続き費用の全部または一部の負担を命ずることができるものとされています。市町長が申立人になる場合は、この「特別な事情」に該当するとして、本人等に手続き費用の負担を命ずることが親族申立ての時よりも多いようです。

したがって、申立書の「申立ての実情」の欄に、費用負担については同法 28 条により本人に求償したい旨を記載し、費用負担命令が下れば、市町長は予納した手続き費用について本人等に求償することができます。

#### Q15 市町長申立ての事務手続き業務を委託出来ますか

**A** 裁判所提出書類の作成は、弁護士及び司法書士の独占業務ですので、弁護士(会)か司法書士(会)に依頼をすることになります。社会福祉士(会)は非弁行為・非司行為に抵触するため受託出来ません。

なお、事務手続きの業務委託に係る費用は、市町事務の委託であるため、申立て費用として本人等に求償することは出来ません。

#### Q16 生活保護受給者にも、後見人等の申立てはできますか

**A** 後見等の申立ては、保有する資産額により判断されるものではありません。

事理弁識能力が低下した方の法律行為や身上監護について、資産と権利を守るために、後見人等が選任されるべきものです。

しかし、実際には後見人等への報酬面で躊躇される場合も多いと思われます。各市町で利用支援事業の適用や法人後見等の活用を検討し、必要があれば申立てを行うことが望ましいです。

#### Q17 申立ての類型はどのように判断するのですか

**A** 主治医の診断書(成年後見用)の後見・保佐・補助の類型等を参考に家庭裁判所が決定します。家庭裁判所は、概ね、長谷川式 11 点以下、MMSE14 点以下であれば、事案によっては鑑定を省略の上、後見類型とする運用をしているようです。

## IV 関連書式

※申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

受付印	
収入印紙 (申立費用)	円
収入印紙 (登記費用)	円
予納郵便切手	円

**後見 保佐・補助 開始申立書**  
※いずれかを○で囲んでください。

(収入印紙欄)

開始申立てのみは、800円分  
保佐・補助開始申立て+代理権付与のときは1600円分  
保佐・補助開始申立て+同意権付与+代理権付与のときは2400円分

※貼った印紙に押印しないでください。

申立日を記入します。

静岡 家庭裁判所	御中	申立人の 署名押印 又は記名押印	ふじのくに市長	静岡 太郎	印
平成 年 月 日					

添付書類	本人の戸籍簿本、本人の住民票又は戸籍の附票、成年後見人候補者の住民票又は戸籍の附票 本人の登記されていないことの証明書、診断書
------	--

担当課の電話番号を記入してください。  
担当者の連絡先はP59の連絡先等の届出書により提出。

申立人	住所	〒 000 - 0000 静岡県ふじのくに市瀬奈町 200番地		電話 000 (0000) 0000 携帯電話 ( ) ( ) FAX ( ) ( )
	フリガナ氏名	フジノクニシチョウ	シズオカ	タロウ
	職業	ふじのくに市長	静岡	太郎
	本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子 ( ) 4 兄・弟・姉・妹・甥・姪 5 本人 6 市区町村長 7 その他 ( )		

本人	本籍	都道府県 静岡県 静岡市 〇〇 3丁目 1番地		
	住民票の住所	□申立人と同じ 〒 〇〇〇 - 〇〇〇 電話 〇〇〇 (0000) 0000 ふじのくに市 〇〇 3丁目 1番地		
	施設・病院の入所先	施設・病院名等 ■入所等していない	〒 -	電話 ( ) ( )
	フリガナ氏名	ハママツ フミカ	男・女 (女)	大正 昭和 平成 8年 2月 4日 日生

住民登録地を正確に記載します。

※成年後見人等候補者	住所	〒 -	電話 ( ) ( ) 携帯電話 ( ) ( ) FAX ( ) ( )
	フリガナ氏名		昭和 平成 年 月 日生
	職業	リーガルサポート静岡支部に推薦依頼中	
	本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子 ( ) 4 兄・弟・姉・妹・甥・姪 5 その他 ( )	

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ※ 申立人と成年後見人等候補者が同一の場合は、□にチェックをしてください。その場合は、成年後見人等候補者欄の記載は省略して構いません。

## 申立ての趣旨

※1, 2, 3いずれかを○で囲んでください。

**①** 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

**2** 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※必要とする場合に限り、以下の当てはまる番号（(1), (2)）も○で囲んでください。

- (1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
- (2) 本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く）をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める

記

**3** 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※必ず、以下の当てはまる番号（(1), (2)）を○で囲んでください。

- (1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。
- (2) 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

## 申立ての理由及び事件の実情

本人は、 認知症  知的障害  統合失調症  その他（ ）  
により判断能力が低下しているところ、  
本人に、 預貯金等の管理  遺産分割  相続放棄  訴訟・調停  
 不動産の管理・処分  施設入所  身上監護  保険金受領  
 その他（ ）の必要が生じた。

(特記事項)

本人は、現在単身で、在宅生活中。平成20年頃に認知症を発症し悪化しています。

現在は、金銭管理や福祉サービスの契約締結に支援を必要とする状況です。

本人には支援が期待できる親族がなく、親族からの申立てができないため老人福祉法32条の規定に基づき後見開始の審判を申立てます。

なお、リーガルサポート静岡支部に、候補者推薦の内諾を得ています。

費用  
上申

本件手続費用については、本人の負担とすることを希望する。



※申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

受付印	<b>後見・<u>保佐</u>・補助 開始申立書</b>
	※いずれかを○で囲んでください。
収入印紙 (申立費用) 円	(収入印紙欄)
収入印紙 (登記費用) 円	開始申立てのみは、800円分
予納郵便切手 円	保佐・補助開始申立て+代理権付与のときは1600円分
	保佐・補助開始申立て+同意権付与+代理権付与のときは2400円分

申立日を記入します。

静岡 家庭裁判所	申立人の 署名押印 又は記名押印	ふじのくに市長 <b>静岡 太郎</b> 印
平成 年 月 日 御中		

添付書類	本人の戸籍簿本、本人の住民票又は戸籍の附票、成年後見人候補者の住民票又は戸籍の附票 本人の登記されていないことの証明書、診断書	担当課の電話番号を記入してください。 担当者の連絡先はP59の連絡先等の届出書により提出。
------	--	--

申立人	住所	〒 000 - 0000 <b>静岡県ふじのくに市瀬奈町 200番地</b>	電話 000 (●●●) 0000 携帯電話 ( ) FAX ( )
	フリガナ氏名	<b>フジノクニシチョウ シズオカ タロウ</b> <b>ふじのくに市長 静岡 太郎</b>	大正 昭和 平成 年 月 日生
	職業		
	本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子 ( ) 4 兄・弟・姉・妹・甥・姪 5 本人 <b>6 市区町村長</b> 7 その他 ( )	

本人	本籍	都道府県 <b>静岡県 〇〇 2丁目 3番地</b>	電話 000 (●●●) 0000
	住民票の住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同じ 〒 000 - ●●● <b>ふじのくに市 〇〇 2丁目 3番地</b>	電話 000 (●●●) 0000
	施設・病院の入所先	施設・病院名等 <input checked="" type="checkbox"/> 入所等していない 〒 - 電話 ( )	住民登録地を正確に記載します。
	フリガナ氏名	<b>ハママツ タロウ</b> <b>浜松 太郎</b>	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 大正 昭和 平成 44年 4月 20日生

成年後見立人等候補者※	住所	〒 - 電話 ( ) 携帯電話 ( ) FAX ( )	昭和 平成 年 月 日生	
	フリガナ氏名			
	職業	<b>静岡県社会福祉士会ばあとなあ静岡に推薦依頼中</b>		
	本人との関係	1 配偶者 2 父母 3 子 ( ) 4 兄・弟・姉・妹・甥・姪 5 その他 ( )		

(注) 太わくの中だけ記入してください。 ※ 申立人と成年後見人等候補者が同一の場合は、□にチェックをしてください。その場合は、成年後見人等候補者欄の記載は省略して構いません。

## 申立ての趣旨

※1, 2, 3いずれかを○で囲んでください。

1 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

② 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※必要とする場合に限り、以下の当てはまる番号（①，②）も○で囲んでください。

- ① 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
- ② 本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く）をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める

記

3 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※必ず、以下の当てはまる番号（①，②）を○で囲んでください。

- ① 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。
- ② 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

## 申立ての理由及び事件の実情

本人は、認知症 知的障害 統合失調症 その他（ ）  
により判断能力が低下しているところ、  
本人に、預貯金等の管理 遺産分割 相続放棄 訴訟・調停  
不動産の管理・処分 施設入所 身上監護 保険金受領  
その他（ ）が生じた。

現在、後見等申立てが必要な状況を記入してください。  
また、市長申立ての根拠法を明記してください。

(特記事項)

本人には、知的障害があり、一人暮らしの生活には、福祉サービスの利用が必要な状況です。

また、在宅生活で訪問販売の契約をして多額の負債を抱えたこともあり、各種の契約締結に支援が必要な状況です。身寄りがなく親族の申立ては期待できませんので、本人の福祉を図るため、知的障害者福祉法第28条の規定に基づき、保佐開始の申立てをします。

なお、静岡県社会福祉士会ばあとなあ静岡に、候補者推薦の内諾を得ています。

費用  
上申

本件手続費用については、本人の負担とすることを希望する。



## 申立ての趣旨

※1, 2, 3いずれかを○で囲んでください。

1 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。

2 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。

※必要とする場合に限り、以下の当てはまる番号（1）、（2）も○で囲んでください。

- (1) 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
- (2) 本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く）をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

記

③ 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。

※必ず、以下の当てはまる番号（1）、（2）を○で囲んでください。

- ① 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。
- ② 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

## 申立ての理由及び事件の実情

本人は、認知症 知的障害 統合失調症 その他（ ）  
により判断能力が低下しているところ、  
本人に、預貯金等の管理 遺産分割 相続放棄 訴訟・調停  
不動産の管理・処分 施設入所 身上監護 保険金受領  
その他（ ）

現在、後見等申立てが必要な状況を記入してください。

また、市長申立ての根拠法を明記してください。

(特記事項)

本人は、精神障害者であり、昨年12月に母が死亡後、単身生活を送っています。

今後、相続手続きを行い遺産受領後は、生活保護法63条による返還手続きを行う必要があります。

また、訪問販売で高額な契約をしてしまい支払いに窮したこともあり支援を要する状況です。

協力的な親族がおらず、親族による申立てができませんので、本人の福祉を図るため、精神保護及び

精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき補助開始を申立てます。

費用  
上申

本件手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

## 連絡先等の届出書（変更届出書）

(※の部分は該当箇所にチェックをつけてください。)

1 私に対する書類は次の場所に送付(送達)してください(送付・送達場所の届出)。

申立書記載の住所のとおり

その他の場所

場所: \_\_\_\_\_

場所と本人又は送達受取人との関係: 住所 就業場所(勤務先)

その他 \_\_\_\_\_

2 私に対する書類の送付(送達)は、上記の届出場所へ、次の人に宛てて行ってください(送付・送達受取人の届出)。

氏名: \_\_\_\_\_ (本人との関係 \_\_\_\_\_)

3 平日昼間の連絡先

携帯電話番号: \_\_\_\_\_

固定電話番号(自宅/勤務先): \_\_\_\_\_

どちらに連絡があってもよい。

できる限り、携帯電話/固定電話への連絡を希望する。

4 <sup>ひかいじ</sup>非開示希望の申出

連絡先等の届出書(本書面)について非開示を希望する。

非開示を希望する理由: \_\_\_\_\_

\* 1ないし3について他の当事者に見せたくない場合には、4「非開示希望の申出」の「非開示を希望する」にチェックをつけて理由を記載の上、提出してください。

\* 連絡先等について非開示を希望する場合には、原則として、開示により当事者や第三者の私生活・業務の平穩を害するおそれがあると解し、開示することはない取り扱いになっております。

平成 年 月 日

申立人/相手方 氏名: \_\_\_\_\_ 印

## 非開示の希望に関する申出書

**\* この申出書は、非開示を希望する書面がある場合だけ提出してください。**

**\* 提出する場合には、必ず、非開示を希望する書面ごとに申出書を作成し、申出書の下に非開示を希望する書面をステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください（ファクシミリ送信不可）。**

**添付されていない場合、非開示の希望があるものとは扱われません。**

※ 資料の一部について非開示を希望する場合は、その部分分かるようにマーカーで色付けするなどして特定してください。

※ 非開示を希望しても、裁判官の判断により開示される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

1 別添の書面については、非開示とすることを希望します。

非開示を希望する理由は、以下のとおりです（当てはまる理由にチェックを入れてください。複数でも結構です）。

- 事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活・業務の平穩を害するおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかになることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。
- 当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかになることにより、その者の名誉を著しく害するおそれがある。
- その他

2 上記1のいずれにチェックした場合でも、その具体的な理由を記載してください。

.....  
.....  
.....

平成 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

ステープラー（ホチキスなど）で留めて下さい。





(別紙)

## 1 本人の状況・症状に関する事項

「植物状態」である。

(植物状態:脳損傷の後,以下の6項目を満たす状況が3か月以上経過。①自力移動不能,②自力摂食不能,③尿失禁,④意味のある発語不能,⑤簡単な命令には応じることもあるが意思疎通不能,⑥眼球は物を追っても認識不能)

「重度の知的障害」である。

(目安: \*概ねIQ40以下, \*療育手帳で最重度または重度の判定)

「高度の認知症」である。

(目安:改訂長谷川式簡易知能スケール11点以下, \*MMSE14点以下)

※ 本人の状況・症状が前記1のいずれにも該当しない場合は,以下の事項にご記入ください  
(前記1のいずれかにチェックが入っていれば以下の記入は不要です)。

## 2 本人の能力に関する事項

本人が成年後見制度や申立ての意味を理解して,申立ての内容や後見人等選任について意見を述べる事が可能な状態でしょうか。

制度や申立ての意味を理解して意見を述べる事は不可能である。

言葉・筆談等で周囲の者と意思疎通ができないか,できるようにみえても意味が通じない,または通じないことが多い。

痛みを訴えるなどの生理的要求はあるが,それ以上のやりとりはできない。

意思疎通は不能である。

制度や申立ての意味を理解して意見を述べる事は可能である。

その他( )

## 3 鑑定に関する事項

(1) 今後,家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合(鑑定医は精神科医師でなくても結構です)

鑑定を担当できる。

鑑定は担当できない。

鑑定は担当できないが,他の医師を紹介できる。

氏名:

所属病院: ( ) 科)

電話番号:

(2) 鑑定を担当していただける場合の希望

a) 鑑定費用(5万円程度でお願いしております)

すべて込みで, \_\_\_\_\_ 万円で引き受ける。

b) 鑑定期間(多くの場合1か月前後でお願いしております)

鑑定には, \_\_\_\_\_ 日間必要である。

c) 鑑定書作成の手引(鑑定書の作成について説明した冊子)の送付について

送付してもらいたい  送付は不要

(3) 鑑定依頼書の送付先(正式な鑑定依頼は,申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に,改めて文書でご連絡いたします)

担当医師  病院  その他( )

## 付票2 本人の状況について

### 1 本人の現在の生活の場所（該当する項目にチェックを入れてください）

自宅で一人で生活している。（ア、イのいずれかを「○」で囲む）

ア 家族が訪問するなどして介護している。

イ 介護サービスを受けている。

自宅又は家族の住居で家族と同居している。

同居者名 \_\_\_\_\_（本人との関係 \_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_（本人との関係 \_\_\_\_\_）

病院、療養所、老人ホームなどの施設に入院・入所している。

病院・施設名 ふじのくに病院（担当者名 \_\_\_\_\_）

所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 静岡県ふじのくに市 〇〇 2-1

電話番号 0123-45-6789

転院・移転予定あり（平成 28 年 11 月頃：移転先 ふじのくにホーム）

転院・移転予定なし

### 2 本人の日常生活の状態（該当する項目にチェックを入れてください）

寝たきりである。

ほとんど寝たきりであり、排泄・食事など全面的に介護を要する。

寝起きはできるが、排泄・食事などの世話を必要とする。

身の回りのことは、ほぼ自分でできる。

身体面で特記事項があれば、お書きください。

[ \_\_\_\_\_ ]

### 3 介護認定・手帳交付の有無（該当する項目にチェックを入れてください）

介護認定（要支援 1・2 ， 要介護 1・2・3・④・5 ）

手帳交付あり（当該手帳のコピーを添付してください）

療育手帳（ A  B ）

精神障害者保健福祉手帳（ 1級  2級  3級）

いずれもなし

### 4 本人の心身の状態（すべての項目にチェックを入れてください）

(1) 意識が  ある  ほとんどない  全くない

(2) 物音や人の動きに対して  反応する  あまり反応しない  全く反応しない

(3) 問いかけに  応じる  あまり応じない  全く応じない

(4) 家族の識別が  できる  あまりできない  全くできない

(5) 具体的要求（食事、排泄など）を  伝えられる  あまり伝えられない

全く伝えられない

(6) 喜怒哀楽の感情を  表現できる  あまり表現できない  全く表現できない

(7) 意思表示が  できる  あまりできない  全くできない

(8) 物事を  理解できる  あまり理解しない  全く理解しない

(9) 会話が  成り立つ  あまり成り立たない  全く成り立たない

5 本人の記憶について（すべての項目にチェックを入れてください）

- (1) 自分の氏名を  答えられる  答えられない  
 (2) 自分の生年月日を  答えられる  答えられない  
 (3) 家族の名前を  言える  言えない  
 (4) 自分の財産の内容を  理解している  一部分は理解していない  
 全く理解していない  
 (5) 昔のことを  よく憶えている  あまり憶えていない  全く憶えていない  
 (6) 最近のことを  よく憶えている  少し時間がたつと忘れてしまう  
 1, 2分前の出来事を忘れてしまう  全く記憶ができない

6 本人の判断能力（該当する項目にチェックを入れてください）

- 一人で日常生活をするのに問題はないが、重要な財産行為（不動産の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り）は、誰かが代わりにやった方がよい。  
 日常の買い物などはできるが、重要な財産行為（不動産の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り）をするには、援助が必要である。あるいは、必要な場合がある。  
 一人で日常の買い物をする事ができない。

7 本人の経歴について

（最終学歴） 卒業又は中退年月と学校名					
昭和○年 ○月		●●高等学校		<input checked="" type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 中退	
（主な職歴）					
期 間		勤 務 先		勤 務 内 容, 役 職 など	
昭和●年から ○年間		○●社		事務員	
年から 年間					
年から 年間					
年から 年間					
（生活歴） 結婚, 離婚, 家族の死亡など					
昭和 ○年 ○月 ●田●夫と結婚			昭和 ○年 ○月 ●田●夫と離婚		
昭和 ●年 ○月 長男 ●田×男を出産			年 月		
（病歴） 大きな怪我, 入院など					
年月	病名	入 院 先	年月	入病名	入 院 先

8 本人と同居中の家族・親族について

続柄	氏 名	年 齢	職業（勤務先）	月 収	備 考



## 12 本人の収支, 財産について

※ 記入の仕方については「収支予定表・財産目録の記入について」をご確認ください。

### 【本人の収支予定表】

作成日 平成 ○● 年 ○ 月 ● 日

#### A 本人の収入

番号	内容(給料, 年金, 福祉手当, 家賃収入等)	月額(円)	保管・管理方法
A①	国民年金 通算老齢年金	23,717	D②に振込
A②	厚生年金	94,170	D②に振込
A③	家賃収入	150,000	同上
A④			
A⑤			
A⑥			
本人の収入の合計(月額)		(ア) 267,887	
同 上 (年額)		(イ) 3,214,644	

#### B 本人の支出

番号	内 容	月額(円)	支払方法
B①	入院費	95,000	D②から引落し
B②	医療費	4,170	同上
B③	国民健康保険料	10,400	同上
B④	介護保険料	3,400	同上
B⑤	市県民税	5,033	同上
B⑥	固定資産税	15,000	同上
B⑦	住宅ローン	100,000	同上
B⑧			
B⑨			
B⑩			
本人の支出の合計(月額)		(ウ) 233,003	
同 上 (年額)		(エ) 2,796,036	

#### A・B 収支の集計表

	月 額	年 額
差引き(収支)	(ア)-(ウ) 34,884	(イ)-(エ) 418,608

## 【本人の財産目録】

作成日 平成 ○● 年 ○ 月 ● 日

### C 不動産

#### a 土地

番号	所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )	固定資産評価額(円)	利用状況又は利用予定
a①	○●市○●町2番3号	宅地	205.00	12,345,687	b①建物あり
a②	△△市○○町1番2	宅地	103.00	6,786,703	A③
a③					
a④					
a⑤					
a⑥					
合 計				(才) 19,132,390	

#### b 建物

番号	所在	種類	床面積(m <sup>2</sup> )	固定資産評価額(円)	利用状況又は利用予定
b①	○●市○●町2番3	居宅	一階70.2 二階50.0	9,845,534	後見人家族住居
b②	△△市○○町1番2	共同住宅	一階200 二階150	20,134,567	2室を賃貸中
b③					
b④					
合 計				(力) 29,980,101	

### D 預貯金・現金

番号	種類	金融機関名, 支店名	口座番号, 証書番号, 記号番号等	金額	管理状況
D①	通常貯金	ゆうちょ銀行	10000 - 1234567	567,890	申立人
D②	普通預金	○○銀行○○支店	9876453	132,456	申立人
D③	定期預金	同上	9876534	3,000,000	申立人
D④		現金		87,635	申立人
D⑤					
D⑥					
D⑦					
D⑧					
合 計				(キ) 3,787,981	

**E 有価証券(株券, 国債, 社債, 投資信託等)**

番号	銘柄	株数等	現時評価額	保護預り証券会社名, 管理者等
E①	利付国債	一口	2,500,000	△△銀行保護預かり
E②				
E③				
合 計			(ク) 2,500,000	

**F その他の資産**

番号	内容	評価額, 価格等	管理状況
F①	生命保険金付養老保険(簡易生命保険)	5,000,000	保険料払込中、申立人管理
F②			
F③			
合 計		(ケ) 5,000,000	

**G 負債**

番号	債権者名, 債務内容	残債務額(円)	弁済方法, 返済状況等
G①	○●金融公庫(住宅ローン)	13,000,000	返済予定表通り
G②	×○銀行(連帯保証債務)	2,000,000	主債務者(申立人)支払い中
合 計		(コ) 15,000,000	

**H 今後取得が見込まれる財産**

番号	事由	財産の種類	金額	取得時期等
H①	遺産分割	亡甲野一郎名義の土地(○市●町2-1所在)	約20,000,000	平成○○年○月○日頃
H②	同上	亡甲野一郎名義の預金(●△銀行●○支店 No.1234567)	約10,000,000	同上
H③				
H④				
H⑤				
H⑥				
合 計			(カ) 30,000,000	



## C～H 財産の集計表

	合計額	
C 不動産 の評価額の合計	(オ)+(カ)	49,112,491
D 預貯金 の合計	(キ)	3,787,981
その他(E有価証券, F その他の資産) の合計	(ク)+(ケ)	7,500,000
積極財産(C～F) の合計	(オ)+(カ)+(キ) +(ク)+(ケ)	60,400,472
G 負債 の合計	(コ)	15,000,000
積極財産から負債を差し引いた, 実質的な資産総額	(オ)+(カ)+(キ)+(ク) +(ケ)-(コ)	45,400,472
H 今後取得が見込まれる財産 の合計	(サ)	30,000,000

付票3 後見人等候補者について **【専門職に依頼する場合は不要】**

※この書面は、必ず候補者自身が記入してください。

記入年月日及び記入者氏名

平成 ○●年 ○月 ●日 氏名 瀬奈 太郎 印

1 候補者の住所、職業、連絡先について

住所〒○○○ -○○○○

自宅電話番号 054 (123) 4567

携帯電話番号 090-9876-5432

職業 ○○○○

勤務先名称 ○○○○

勤務先電話番号 054 (543) 2109

- ※1 自宅へ電話をした際に家族の方に裁判所の者と名乗ってもよろしいですか。  
 かまわない  裁判所の名前は出さないでほしい
- ※2 工作中に裁判所から携帯に電話をしてもよろしいですか。  
 かまわない  \_\_\_時~\_\_\_時ならよい  やめてほしい
- ※3 自宅、携帯とも連絡がつかない場合、裁判所職員の個人名で勤務先に電話をしてもよろしいですか。  
 かまわない  \_\_\_時~\_\_\_時ならよい  やめてほしい

2 候補者は、次のいずれかの事由に該当しますか。

- 該当する
  - 未成年者
  - 家庭裁判所で成年後見人等を解任された者
  - 破産決定を受けて復権していない者
  - 本人に対して訴訟をしたことがある者、その配偶者又は親子である者
- いずれにも該当しない

3 候補者と本人との身分関係及び交流状況について

身分関係 本人の 甥

現在、本人と  同居中（同居を開始した時期 \_\_\_年 \_\_\_月~）

別居中（別居した時期 ●年 ○月~）

別居中の場合、本人との面会の状況  月に \_\_\_回程度  2~3か月に1回程度

半年に1回程度  年に1回程度

ほとんど会っていない

その他（ \_\_\_\_\_ ）

4 候補者の経歴について

（最終学歴）卒業又は中退年月と学校名	（生活歴）結婚、離婚、家族の死亡など
○年 ●月  <input checked="" type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 中退	昭和 63年 3月 ○○大学 卒業(最終学歴)
	平成 5年 2月 浜松花子と結婚
	平成 7年 11月 長男瀬奈次郎誕生
	年 月

(職歴) 期間	勤務先	勤務内容, 役職など
昭和63年から23年間	社会福祉法人〇〇会	生活支援課主事
平成23年から 年間	ふじのくに事務所	所長
年から 年間		
年から 年間		

5 候補者の健康状態について

普通である

不安がある(具体的理由

過去にかかった大きな病気

時期 \_\_\_\_\_年頃

病名 \_\_\_\_\_

時期 \_\_\_\_\_年頃

病名 \_\_\_\_\_

6 候補者のご家族について

続柄	氏名	年齢	職業(勤務先)	1ヶ月の収入 (万円)	1ヶ月の支出 (万円)	借入金 (保証債務を含む) (万円)	備考(同居・別居 など)
妻	瀬奈 花子	48	専業主婦	0	〇●	なし	同居
長男	瀬奈 次郎	17	高校生	〇〇	〇●	なし	同上

7 候補者の経済状況について

(1) 候補者の収入及び支出

収入		支出	
収入合計	年額約 ●●●● 万円 (月平均 〇〇〇 万円)	支出合計	月額約 〇●〇 万円
内 訳		主 な 内 訳	
給与・賞与	年額約 万円 (月平均 万円)	生活費, 学費 住居費	月額約 ●●●万円
自営業の 場合の所得	年額約 ●●●●万円 (月平均 〇〇〇万円)	税金	月額約 ●〇万円
不動産収入	年額約 万円 (月平均 万円)	保険料	月額約 〇●万円
年金	年額約 万円 (月平均 万円)	ローン返済	月額約 〇●●万円
その他	年額約 万円 (月平均 万円)	その他	月額約 万円

※候補者に収入がない場合, 又は候補者の収支が赤字の場合

候補者の生活費を負担している方の氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_  
負担している方の月収 \_\_\_\_\_ 万円

## (2) 候補者の資産

預貯金総額	約	○●○●	万円		
土地	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> その他	約 m <sup>2</sup>		
建物	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> その他	延べ約 ●● m <sup>2</sup>
有価証券	種類	評価額	約 万円		

(3) 候補者の借入金 : 有 (以下を記入) 無

借入先	借入目的	借入残額	返済額
			滞納の有無
○●銀行	住宅ローン	○○万円	月 ○ 万円
			賞与時 万円
			<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( か月)
		万円	月 万円
			賞与時 万円
			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( か月)
		万円	月 万円
			賞与時 万円
			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( か月)

8 候補者が本人のために立て替えた金銭 有 (以下を記入) 無

金額	内容	本人からの返還について
円		<input type="checkbox"/> 求める <input type="checkbox"/> 求めない
円		<input type="checkbox"/> 求める <input type="checkbox"/> 求めない
円		<input type="checkbox"/> 求める <input type="checkbox"/> 求めない

## 9 後見人等に選任された場合の方針・計画について

- (1) 療養看護の方針や計画について (今後の生活の拠点, 必要となる医療や福祉サービス, 身の回りの世話などの予定)

**本人の希望により、介護サービスを利用し可能な限り在宅での生活を継続したい。**

**糖尿病の管理については、訪問看護でフォローする必要がある。**

**担当ケアマネジャーから日頃の情報をいただくよう努めたい。**

- (2) 財産管理の方針や計画について (本人の財産に関する契約や処分, 多額の入金など, 財産の変動の予定があれば, その時期と内容も記載してください)

**滞納していた家賃・光熱費については、分割で支払うよう、家主等と調整する。**

**月2万円は、生活費以外のお小遣いとして自由にお使いいただくよう本人に手渡す。**

## 10 後見人等の役割について

(1) 申立人から「成年後見申立ての手引」を見せてもらいましたか。

すべて読み、内容も理解している。

すべて読んだが、理解できなかった部分がある。  
(不明, 疑問な点)

読んでいない, または見せてもらっていない。

→申立人に手引をお渡ししてありますので, お読みください。

なお, 静岡家庭裁判所のウェブサイトにも申立ての手引きを掲載しています。

(2) 成年後見手続説明用ビデオ「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」について

視聴し, 内容も理解している。

視聴したが, 理解できなかった部分がある。  
(不明, 疑問な点)

視聴していない

→裁判所のウェブサイトで動画を配信しておりますのでご覧ください。

裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) →トップページ画面右側メニュー「動画配信」

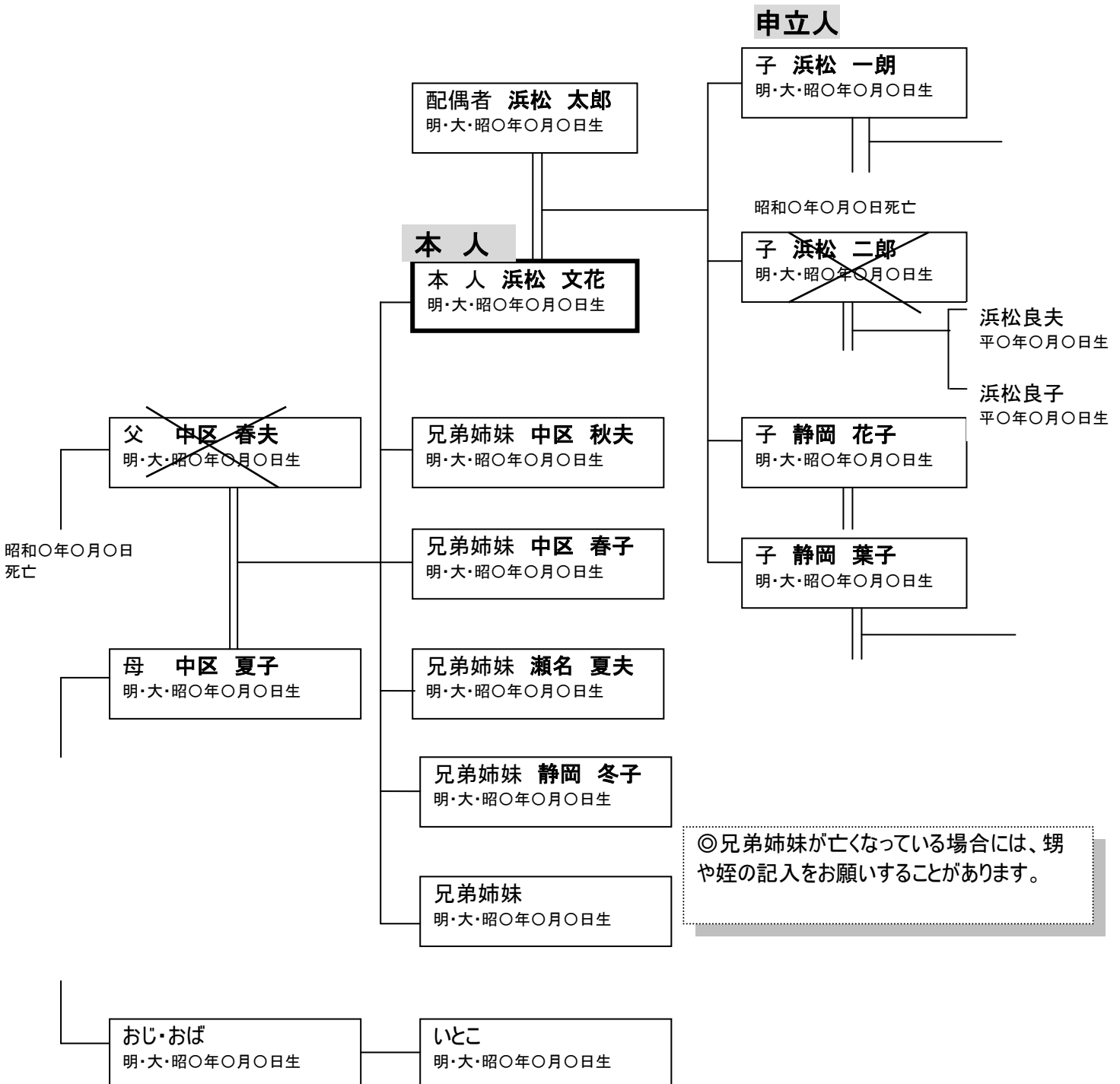
→成年後見手続説明用ビデオ「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事～」

# 親族関係図

記入例を参考にして、次の関係図を作成してください。

## 記入例

- ◎ すでに亡くなった方も記載し、×印をつけ死亡年月日を記入してください。
- ◎ 子が亡くなっているときは、孫も記入してください。
- ◎ 同居している方同士は実線で囲んでください。



(別紙)

## 代理行為目録

作成者 \_\_\_\_\_

必要な代理行為をチェックしてください(例=☑)。

内容については、本人の同意を踏まえた上で、最終的に裁判所が決めます。

### 1 財産管理関係

#### (1) 不動産関係

①本人の不動産に関する取引(☐売却, ☐担保権設定, ☐賃貸, ☐\_\_\_\_\_)

②他人の不動産に関する(☐購入, ☐借地, ☐借家)契約の締結・変更・解除

③住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除

#### (2) 預貯金等金融関係

①預貯金に関する金融機関等との一切の取引(解約・新規口座の開設を含む。)

②その他の本人と金融機関との取引(☐貸金庫取引, ☐保護預かり取引, ☐証券取引, ☐為替取引, ☐信託取引, ☐\_\_\_\_\_)

#### (3) 保険に関する事項

①保険契約の締結・変更・解除

②保険金の請求及び受領

#### (4) その他

①定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続(☐家賃・地代, ☐年金・障害手当金その他の社会保障給付, ☐その他\_\_\_\_\_)

②定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続(☐家賃・地代, ☐公共料金, ☐保険料, ☐ローンの返済金, ☐その他\_\_\_\_\_)

③本人の負担している債務の弁済及びその処理

### 2 相続関係

①相続の承認・放棄

②贈与, 遺贈の受諾

③遺産分割又は単独相続に関する諸手続

④遺留分減殺の請求

### 3 身上監護関係

①介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払

②要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て

③福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約等を含む。)の締結・変更・解除及び費用の支払

④医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

### 4 登記・税金・訴訟

①税金の申告・納付

②登記・登録の申請

③本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為(民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。)( \* 保佐人又は補助人が当該訴訟行為について訴訟代理人となる資格を有する者であるとき。)

④訴訟行為(民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。)について, 当該行為につき訴訟代理人となる資格を有する者に対し授權をすること

### 5 その他

①以上の各事務の処理に必要な費用の支払

②以上の各事務に関連する一切の事項

\* 民法上, 代理行為を特定するべきことになっていますので, 「本人の不動産, 動産等に関する管理・処分」といった包括的代理権の付与は許されません。

以上



(別紙)【補助開始申立用】

保佐の場合には、自動的に下記の範囲について同意権・取消権が付与されます。

## 同意行為目録

作成者 \_\_\_\_\_

必要な行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）にチェックしてください。

内容については、本人の同意を踏まえた上で、最終的に、裁判所が決めます。

### 1 元本の領収又は利用

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 金銭の利息付貸付け

### 2 借財又は保証

- (1) 金銭消費貸借契約の締結（貸付けについては1又は3にも当たる。）
- (2) 債務保証契約の締結

### 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為

- (1) 本人所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄附行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売（インターネット取引を含む）又は訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付け
- (8)

### 4 訴訟行為

（相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。）

### 5 和解又は仲裁合意

### 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割

### 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認

### 8 新築、改築、増築又は大修繕

### 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借

# 「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用)

02 請求できるのは、本人、本人の配偶者または四親等内の親族です。  
 なお、代理の方が申請する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

法務局

平成 年 月 日申請

請求される方 (請求権者)	住 所	収入印紙を貼るところ
	(フリガナ)	
	氏 名 連絡先(電話番号) (印)	
証明を受ける方との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 四親等内の親族 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">収入印紙</div> 必ず貼ってください。  1通につき300円 ※割印はしないでください。
代理人 (上記の方から頼まれた方)	住 所	
	(フリガナ)	
返送先 (上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入)	住 所	
	宛 先 ※ 返信用封筒にも同一事項を必ず記入	
添付書類 (本人が請求する場合は不要)	<input type="checkbox"/> 委任状 (代理人が申請するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を申請する時に社員等から代表者への委任状も必要)	
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面 (本人の配偶者・四親等内の親族が申請するときに必要)	
	<input type="checkbox"/> 法人の代表者の資格を証する書面 (法人が代理人として申請するときに必要)	
証明事項 (いずれかの□にチェックしてください)	<input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。(後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方)	
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。(後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方)	
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。(後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方)	
	<input type="checkbox"/> その他 ( ) とする記録がない。(上記以外の証明を必要とする場合)	
請求通数 <input type="text"/> 通	証明を受ける方の氏名のフリガナ <input type="text"/>	

◎証明を受ける方 この部分を複写して証明書を作成するため、字画をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで記入してください。

①氏 名		
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 西暦 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/>	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
③住 所	都道府県名	市区郡町村名
	丁目 大字 地番	
④本 籍	都道府県名	市区郡町村名
	丁目 大字 地番 (外国人は国籍を記入)	
<input type="checkbox"/> 国籍		

提出先から特に指定がない場合は、住所または本籍(外国人の場合は④に④に④に、正しい国籍名)のいずれかを記入してください。

- 記入方法: 1. 証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は、例えば、 と左詰め(氏と名の間1字空き)でカタカナで記入してください。  
 2. 外国人は氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人はカタカナ)を記入してください。  
 3. 生年月日欄は、例えば、昭和に④年 ④月 ④日と右詰めで記入。  
 4. 郵送請求の場合は、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付してください。

申請書送付先: 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

(登記所が記載します)	交付通数	交付枚数	手数料	交付	年 月 日
				交付	年 月 日
				本人確認資料 <input type="checkbox"/> 請求権者 <input type="checkbox"/> 代理人  <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ( )	

# <戸籍謄本公用申請例>

第 00001 号

平成 年 月 日

〇〇市長 様

ふじのくに 市長  
静岡 静雄

## 戸籍謄本等関係書類の交付について(依頼)

老人福祉法第 32 条(又は知的障害者福祉法第 28 条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2)に基づき、下記に記す者の戸籍状況の把握が必要となったため、以下の書類を交付くださるようお願い申し上げます。

1. 対象者 〇〇 〇〇 (昭和 〇年 〇月 〇日生)

2. 必要とする書類

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 戸籍謄本  | 1通            |
| ① 本籍地     | 瀬奈川県瀬奈市瀬奈町2-3 |
| ② 筆頭者     | 甲野 一郎         |
| ③ 対象者との関係 | 祖父            |
| (2) 戸籍附   | 1通            |
| (3) 改正原戸籍 | 1通            |
| (4) 除籍謄本  | 1通            |

初めて発行依頼する戸籍は、改正原戸籍等(2)~(4)もあわせて依頼すると、一度の依頼で取得できます。

また、戸籍附票には現在の住民登録地が記載されており、104番に電話をして、現在の電話番号が判明することがあります。

3. 特記

対象者の親族を至急探しています。上記以外に該当する戸籍がありましたらご連絡いただくと幸いです。

記入しておく、請求先の自治体戸籍担当者から連絡がある場合があります、親族調査がはかどります。

【担当】ふじのくに市高齢福祉課 〇〇  
電話 〇〇〇〇〇

## <登記事項証明書(不動産登記関係)公用申請例>

第 00002 号  
平成 年 月 日

○●地方法務局長 様

ふじのくに 市長  
静岡 静雄

### 登記事項証明書の公用申請について

老人福祉法第 32 条(又は知的障害者福祉法第 28 条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2)の規定に基づき、○○開始の審判請求を行うため、標記証明書について公用申請します。

#### 1. 不動産 種別 建物

○●市○町●丁目 ○番地

家屋番号または所有者名 ○○○○

#### 2. 請求事項 以下☑のあるものをお願いします。

全部謄本(全部事項証明書)

昭和・平成 年 月 日の登記事項

現に効力のある部分の謄本(現在事項書)

所有者の住所

共同担保目録( )第 号

その他( )

#### 3. 手数料について

登記手数料令第 19 条により免除

【担当】ふじのくに市高齢福祉課 ○○  
電話 ○○○○○

＜固定資産評価証明書等の公用申請例＞

第 00003 号  
平成 年 月 日

〇〇市長 様

ふじのくに 市長  
静岡 静雄

固定資産 評価額証明書等の公用申請について

老人福祉法第 32 条(又は知的障害者福祉法第 28 条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2)の規定に基づき、〇〇開始の審判請求を行うため、標記証明書について公用申請します。

1. 対象者氏名 〇〇 〇〇 (生年月日 年 月 日生)

2. 所有不動産

種別 建物 〇〇市〇町〇丁目 〇番地

家屋番号 〇〇〇〇

3. 請求事項

以下☑のあるものをお願いします。

☑ 評価証明 (最新年度) ・ 年度)

☑ 固定資産税 納税証明 (最新年度) ・ 年度)

☑ 市県民税 納税証明 (最新年度) ・ 年度)

☐ その他( )

4. 手数料について

●●市手数料条例第〇条により免除

(※あらかじめ相手方市町村の根拠となる規定を確認の上、記載する)

【担当】ふじのくに高齢福祉課 〇〇  
電話 〇〇〇〇〇

**<後見見開始審判の費用負担に関する上申書例>**  
※申立書の費用上申欄にチェックを入れることにより代えることができます。

第 00004 号  
平成 年 月 日

静岡家庭裁判所御中

ふじのくに市長  
静岡 静雄

上申書

下記の方については、本人及び親族等の申立てが期待できない状況にあり、本人の福祉を図るため、老人福祉法第 32 条(又は知的障害者福祉法第 28 条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2)に基づき、申立てを行います。申立て費用については、家事事件手続き法第 28 条に基づき、本人に負担すべき旨を命じられるようお願い申し上げます。

なお、本人の費用負担能力についてですが、下記に示すとおり、預貯金等がありますので、費用負担が可能と思われることを申し添えます。

<審判の申立て内容>

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1. 氏名      | 静岡 花子        |
| 2. 住所      | ふじのくに市中町 1-2 |
| 3. 審判請求の種類 | 〇〇開始         |
| 4. 申立費用    | 〇〇〇〇円        |
|            | (内訳) 申立手数料 円 |
|            | 登記手数料 円      |
|            | 郵便切手代 円      |
|            | 鑑定料 円        |

【担当】ふじのくに市高齢福祉課 〇〇  
電話 〇〇〇〇〇

## <申立て費用求償請求例>

第 00005 号  
平成 年 月 日

静岡 花子 様  
(被後見人氏名)

ふじのくに 市長  
静岡 静雄

### 後見開始の審判請求に要した費用の請求について

平成〇年〇月〇日に、老人福祉法第 32 条(又は知的障害者福祉法第 28 条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条 11 の 2)に基づき、民法第〇条に規定する審判の請求を静岡家庭裁判所〇〇支部に行いましたので、これに要した費用について納付願います。

#### 1 審判請求の内容

- (1) 氏名 静岡 花子
- (2) 住所 ふじのくに市中町 1-2
- (3) 審判請求の種類 〇〇型

#### 2 審判請求に要した費用

- (1) 印紙代等 〇〇〇 円
  - (2) 診断書代 〇〇〇 円
  - (3) 鑑定料 〇〇〇 円
- 合計 〇〇〇〇 円

#### 3 費用の納付について

- (1) 請求金額 〇〇〇〇 円
- (2) 納付期限 〇年〇月〇日

同封の納入通知書により金融機関でお納めください。

【担当】ふじのくに市高齢福祉課 〇〇  
電話 〇〇〇〇〇



## ＜親族への通知文例＞

第 00006 号  
平成 年 月 日

静岡 太郎 様

ふじのくに 市長  
静岡 静雄

### 〇〇開始の審判請求について

〇〇の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、瀬奈文花様におかれましては、過日電話にて御説明させていただきましたが、事理弁識能力が不十分な常況と考えられ、ご本人の福祉サービスなどの身上配慮や財産管理について、後見人等の選任が早急に必要な状況にあると思われます。

つきましては、〇〇開始の審判請求について、ご意思の確認をさせていただきたいので、お手数ですが平成〇〇年〇月〇日までに下記の担当まで御連絡をお願い申し上げます。

なお、今後の福祉をはかるため、特に必要があると思われますので、連絡がなかった場合であっても、〇〇〇〇法〇〇条の規定に基づき、文芸市において、〇〇開始の審判請求手続きをすすめますので、ご承知おきくださるようお願い申し上げます。

#### ＜審判請求の内容＞

- 1 氏 名 瀬奈 文花
- 2 住 所 文芸市中町 1-2
- 3 審判請求の種類 〇〇開始

電話で連絡がとれた親族に、後見申立てについて説明し、その際に申立てに同意しなかった親族への通知例。  
親族との連絡可否や同意の状況によって、通知例は様々なパターンが考えられます。

【担当】静ふじのくに市高齢福祉課 〇〇  
電話 〇〇〇〇〇

## 同意書

- 1 私は、本人(※本人の姓名)の(※本人との続柄(関係))です。
- 2 私は、静岡家庭裁判所に申立て中の後見(保佐・補助)開始事件について、次のことに同意します。
  - (1) 本人(※本人の姓名)について、後見(保佐・補助)開始の審判をすること。  
(鑑定結果により、申立ての趣旨を変更(例えば保佐から後見に)する場合を含む。)
  - (2) 本人の成年後見人(保佐人・補助人)に、候補者(※候補者の姓名)が就職すること。
- 3 私は、本件後見(保佐・補助)開始の可否及び後見人(保佐人・補助人)の人選に関して、私の意見と決定内容が異なる場合もあることを承知しています。

平成 年 月 日

氏名(署名)

印

生年月日

(〒 - )

住所 :

電話番号 : (自宅)

(携帯電話、昼間の連絡先等)

後見人ができない医療行為の同意などを事前に確認することもあります。(後見人から)

---

## 同意書の記載方法

### 1について

本人の氏名と本人との身分関係(例えば、父母、兄弟姉妹、甥、姪など)を記入してください。

### 2について

(1)に本人の氏名、(2)に後見人(保佐人・補助人)候補者の氏名を記入してください。

※後見人(保佐人・補助人)候補者に第三者が就職することを予定している場合には「第三者」と記入してください。

※ 同意した方の署名・押印をお願いします。

意見がある場合は、同意書の余白に記入してください。

## ＜親族の同意が得られないときの上申書例＞

第 00007 号  
平成 年 月 日

静岡家庭裁判所 御中

ふじのくに 市長  
静岡 静雄

上記の後見開始の審判申立事件について、下記のとおり、ご報告いたします。

当市では、本人の推定相続人である次男の瀬奈太郎氏に対し、平成 25 年 7 月 1 日、郵送にて、本人の後見開始の申立てを行う旨を連絡し、同意する場合には、平成 25 年 7 月 20 日までに、同意書を当市まで、返送するよう依頼しました(別添資料)。

しかし、本日まで、同意書の返送はなく、瀬奈太郎氏から電話等の連絡も一切ありませんでした。なお、これまでも本人と瀬奈太郎氏は 20 年以上連絡をとっていない間柄であり、今後も連絡がとれない状況が推測されます。

### 添 付 資 料

1. ○○開始の審判請求について (瀬奈 太郎氏宛て) 1 通(写し)

【担当】ふじのくに市高齢福祉課 ○○  
電話 ○○○○○





## 成年後見制度市町長申立てマニュアル

---

発行日 平成 28 年 12 月  
発行者 (福) 静岡県社会福祉協議会  
生活支援部 権利擁護課  
協力 静岡家庭裁判所  
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 専務理事 西川 浩之(司法書士)  
ふるい後見事務所 古井 慶治(社会福祉士)  
静岡芸術大学 藤原 夏帆(インターン生)

電 話 054-254-5237  
F A X 054-251-7508  
W e b <http://www.shizuoka-wel.jp/>

---